

# 第3回世羅町議会定例会会議録

令和5年9月6日  
第2日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和5年 第3回世羅町議会定例会 (第2号)

令和5年9月6日  
午前9時00分開議  
於：世羅町役場議場

第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

|              |               |
|--------------|---------------|
| 1 番 高 橋 公 時  | 2 番 上 羽 場 幸 男 |
| 3 番 上 本 剛    | 4 番 矢 山 武     |
| 5 番 向 谷 伸 二  | 6 番 田 原 賢 司   |
| 7 番 藤 井 照 憲  | 8 番 松 尾 陽 子   |
| 9 番 徳 光 義 昭  | 10 番 久 保 正 道  |
| 11 番 山 田 陸 浩 | 12 番 米 重 典 子  |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 町 長 奥 田 正 和     | 副 町 長 金 廣 隆 徳       |
| 会 計 課 長 山 崎 誠   | 総 務 課 長 広 山 幸 治     |
| 財 政 課 長 矢 崎 克 生 | 企 画 課 長 升 行 真 路     |
| 税 務 課 長 藤 井 博 美 | 町 民 課 長 道 添 毅       |
| 子育て支援課長 山 名 智 並 | 健康保険課長 官 崎 満 香      |
| 福 祉 課 長 小 林 英 美 | 産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司 |
| 商工振興課長 山 口 徹    | 建 設 課 長 福 本 宏 道     |
| 上下水道課長 市 尻 孝 志  | せらにし支所長 前 川 弘 樹     |
| 教 育 長 早 間 貴 之   | 学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一 |
| 社会教育課長 荻 田 静 香  |                     |

5. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

|                 |             |
|-----------------|-------------|
| 事 務 局 長 黒 木 康 範 | 書 記 追 林 威 宏 |
| 嘱 託 書 記 貞 光 有 子 |             |

令和5年第3回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和5年9月6日】

| 順番 | 質問者      | 質問事項                          |
|----|----------|-------------------------------|
| 1  | 2番 上羽場幸男 | 1 全力で取組め臭気問題                  |
| 2  | 10番 久保正道 | 1 防災の取組は                      |
| 3  | 6番 田原賢司  | 1 文化芸術活動について<br>2 土地の管理問題について |
| 4  | 1番 高橋公時  | 1 中学生海外研修の成果と課題は              |

開 会 午前9時00分

○議長（米重典子） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 昨日に続いて、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に全力で取組め臭気問題 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 皆さん、おはようございます。私は今回も前定例会に続いて宇津戸下仮屋地区臭気問題について質問をさせていただきます。このことはいち地域の問題のみならず全町民が理解をして早期解決を図らなければならない問題と捉えていただきたいと思います。それでは早速質問に移ります。

全力で取組め臭気問題。

質問の要旨であります。令和5年第2回定例会においても質問をいたしました。さらに質したい点があるので質問をさせていただきます。

本年度も去る7月26日、宇津戸下仮屋地区公害対策委員会と宇津戸自治会の代表者の皆様から、世羅町議会へ要望書が提出されました。内容は、当然のことながら悪臭公害の早期解消であります。住民の方の切実な声であります。このことは、町と議会に対して永年にわたり、何度も何度も繰り返されております。その度に我々は問題解消ができないもどかしさと、無力感を抱くこととなります。議会の産業建設常任委員会でも定例会毎に町の取組みを調査項目に挙げて調査をさせていただいております。町も懸命に取り組まれていることは確かですが、結果が出ておりません。現在に至っては、今までと違う面から、違う考え方で取組みが必要ではないかと考えております。町の権限に限界があることは十分理解できる場所ではありますけれども、住民としては町を頼る以外にないことも現実であります。以上の思いから次の点について質問を

させていただきます。

まず1、令和6年6月24日時点の見極めはと題しまして、令和5年第2回定例会の答弁に、「町としては、地域のよりよい生活環境の確保に向けて、改善計画の着実な履行はもとより、幅広く継続的、効果的な臭気対策が講じられるよう、事業者へ求めていく」とありました。この事は、事業者が改善勧告を受けて対策を講じ、結果を出していると捉えていらっしゃいますか。また、事業者自身が掲げた、令和6年6月24日の解決期限について、良い結果が出なかった時、町はどう対応されるおつもりでしょうか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。上羽場幸男議員ご質問の全力で取組め臭気問題のご質問にお答えをさせていただきます。まず冒頭におっしゃられましたように、議会へも要望が出されており、その後に我々のほうにも要望にお越しいただいたところでございます。それぞれ代表者並びに町民の方、いろんな声を聞かせていただきました。この課題については過去28年前に遡り、さまざまな公害対策と長年町へ対しての要望もいただきながらなかなか解決できていない現状にですね、私どもももどかしさを感じているところでございます。いろいろとご意見をいただく中で、どうにか根本的な解決に向けた取組み、これまでの取組みをもっと強めていくべきだという声はたくさんいただいたところでございます。

まず1点目、「令和6年6月24日時点の見極めは」でございます。このことにつきましては、過去、東部養豚の親会社であります大洋ポーク社長のほうが住民の方に対して期限を切って解決するという強いお言葉をいただいたところでございます。それに向けて私どもも勧告をしている以上ですね、さまざまに担当課を通じていろいろと現状を確認しつつ対応をしていただくことをお願いをしてきているところでございます。

まず、「事業者が改善勧告を受けて対策を講じ、結果を出しているか」というご質問でございます。平成31年4月から令和元年12月にかけて3つの畜産事業場が勧告期限迎え、現状、臭気低減は図られてきたと認識しているところでございます。

したがいまして、改善勧告の発動により、事業者の着実な改善対策の実施を図ることができていると考えております。

残る2つの畜産事業場におきまして、本年9月及び12月にそれぞれ勧告期限を迎えます。同様に臭気低減が図られるよう引き続き指導してまいり所存でございますが、先般来、臭気指数を計ったところ、第3においてかなり大きな数値が出てまいっております。町もかなりこれは厳しく指導するべきということで対応しているところでございます。

次に、「令和6年6月24日の解決期限について良い結果が出なかった時、町はどう対応するのか」につきましては、町といたしましては、事業者が地元公害対策委員会に示されました令和6年6月24日の解決期限にかかわらず、改善勧告期限後の臭気指数が規制基準に適合しないことによって住民の生活環境が損なわれている場合には、改めて改善勧告を出す考えでございます。そのうえで、令和6年6月24日時点で良い結果が出なかったときの町の対応でございますが、さらなる改善対策の実施につなげるべく、事業者への的確な指導等に一層努めてまいり所存でございます。

来られた住民からの意見ではですね、小手先の対応ではだめだということ強く言われております。私のほうからも事業者に対しては、特に第3牧場については縮小すべきではないかという声も出させていただいたところでございますが、期限を迎えるまで、この秋にはですね、地元の方にも一緒に同行をお願いをしたわけでございますけれども、その親元、販売加工されている静岡にあります米久という会社でございます。そちらのほうに以前もお伺いしてですね、この対策については強く申し入れをさせていただいたところでございます。今回この期限がございまして、その期限をしっかりと守っていただくように再度訪問し、強く要望していきたいというふうに先般も住民の方に説明をさせていただいております。この秋に日程調整を行いつつ、訪問し、私のほうから強く求めていきたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先ほどの町長の答弁にですね、縮小ということも求め

ていくというお言葉がありましたので、今までよりは少し前進かなと思いますけれども、ただですね、答弁いただいた中に、令和6年6月24日時点でのよい結果が出なかったとき、さらなる改善勧告、改善対策を求めていくとございますけれども、これはまた、最初から振出しに戻るという住民の皆さんとしてみればですね、改善勧告は今までも何回も出しておられます、2回ですかね。それによって顕著な良い結果が出てないということは現実でありますので、そのところを6月24日時点でまたさらに改善勧告を出すおつもりなのか。どうですか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。先ほど町長が答弁申し上げましたように、改善勧告につきましては、改善勧告が期限を迎えた以降にですね、敷地境界線、今測定をしております臭気指数、これが規制基準値15というものが定めてございますので、それを超えるという状況になりましたら、地元住民の生活環境が損なわれている場合ということで、地域の方の意見をお聞きしたうえで改善勧告を出すと、そういう考えでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） ですから、先ほど申し上げたように6月24日の時点で改善勧告をまた出すというお考えですか、そうではないんですか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） この改善勧告につきましては令和6年6月24日という、そういう期限とは別の時間軸で考えております。改善勧告が本年3月末に一つの事業場では期限を迎えております。そこは今、何も改善勧告を出していないという状況で経営をされております。

そしてまた、もう2つの事業場におきましては今月末、9月末に勧告期限を迎えます。もう一つにつきましては、12月末に勧告期限を迎えます。それ以降に先ほど申し上げましたように臭気指数が超えるということになれば改善勧告を考えていくということでございます。



○ 2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○ 2 番（上羽場幸男） 改善勧告には改善計画というものが履行されることを求めているのだと思いますけれども、この改善計画というものをそれから作って6月24日間近ですね。それから作ってそれを履行できる時間はとても短くなっていくわけですが、そのことはどのように考えていらっしゃいますか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 改善勧告を出した場合は、議員おっしゃいましたようにそれに対して勧告を受けた事業者は改善措置を講じなければなりません。そのために計画的な改善措置を講ずるという意味での改善計画を策定するということでございます。

したがって改善計画を実施する上においては、その改善措置をどのくらいの期間が必要か、実施するうえでどのくらいの期間が必要か、そういうものをしっかり算定をして、計画が着実に履行されるようなそういうものにしていただく必要がございます。

令和6年6月24日、これは事業者がですね、2年前に地元の公害対策委員会に示されたものでございます。これは改善勧告とはまた別の話しでございます。時間軸が別になっております。その令和6年6月24日までに臭気を無くすためにこういった取組みをするというものを事業者のほうは明言をされております。それは全畜舎の徹底洗浄、いったんそれぞれの畜舎を空にして徹底的に洗浄する。そして頭数を大幅に削減をする。そしてまたその後臭気がまた出てこない、そうした臭気対策を講じる、そういうものでございます。

したがって令和6年6月24日までにそういうプロセスを経て臭気を無くすということを今、事業者が取組みをされておりますので、その部分がしっかり着実に進むよう、これは改善勧告とは別の時間軸にはなりますけれども、それについてもしっかり町として見極め必要な指導を行っている、そういう状況でございます。

○ 2 番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2 番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今のご答弁ですね、私を感じるだけかもしれませんが、地元からの要望書を読み取りますと、地元住民の方はもう6月24日時点で0だよということを強く期待もされておるし、それ以降も同じ問題が起きることはもう許されないよというような表現をいただいております。ですから、今の課長ご答弁はそれはそれだというようなふうにしかな受け取れないわけですよ。だから絶対に住民の皆さんというのは6月24日は0、そこだけを今も頼りにしておられるというところでありますので、今のような課長のご答弁、住民の方が納得されると思いますか、いかがですか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） この事業者が地元公害対策委員会に示した期限という部分、この発言について事業者にそれをしっかりと自覚をさせ、そしてまた決意と覚悟を持って取組みを進めるようこれは町として強く求めています。そして事業者もそうした認識に立って、先ほど申しあげましたような全畜舎の徹底洗浄等、これはもう過去に行ったことはありません。このたび初めて行うというものでございます。当然経営的な影響というものも相当大きいものがございまして。しかしそれをしなければ事業者もこの先、事業を継続することはできないと。地元の理解を得るということではできないという強い危機意識のもと取組みを進められております。したがって町としては令和6年6月24日に臭気が無くなるということで思慮しているところでございますけれども、一番今、我々が危惧をしていると言いますか、重点をおいているところは、6月24日に臭気がいったんなくなったとしても、先ほど議員おっしゃいましたようにその後、豚がある程度までは増えていきます。いったん0にした後に増えていきます。そのことによってまた臭気が復活する、これは絶対に許されません。増えた後も臭気が発生しない、そういう臭気対策をどういうふうにしていくのか。それが本当に効果があるものなのかどうか、そうしたところをですね、今、事業者の考え方、そういったことをお聞きする中で、もう少しこうした方がいいのではないかと、そういったところをいろいろ協議をしているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 私は今日は住民の皆さんの立場に立ってここでものを言います。皆さん嫌な思いをされるかもしれませんが、まず地元住民の皆さんの要望をですね、今のご答弁を聞いていてですね、地元の皆さんの要望をどのように受け止められたかというのがどうも疑問で、本当に0にしたいよという住民サイドに立った考え方でものをおっしゃっておられるのかということ、ところが少し疑問でありますので、そこだけもう一度確認いたします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えします。町は住民のために、住民の生活環境を取戻すために今、取組みを進めておる。そのように私は考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） そのお言葉、多分過去にも何回もおっしゃっておられると思います。それが27、8年続いているわけですよ。だから今までと同じことをやっていくのではない、言っていくのではないということを私は思うわけです。先ほど町長の答弁でもありましたけども、的確な指導というのが再々出てまいります、それはどのような指導でありますか。ちょっと具体的に教えてください。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 指導にあたってですね、臭気の実態の把握、そして臭気の発生原因の特定、これらが非常に重要だと考えております。これまでもおきまして現地の臭い、あるいは施設の稼働状況、そうしたところに基づきました焼却炉の稼働停止や、それから地元の方々から深夜から早朝にかけての臭気が強くなると、そういった声に基づきまして、深夜の時間帯、消臭設備が深夜の時間帯というのは断続運転になります。これを連続運転へ切り替える、そうしたことを事業者へ求めまして、実施につなげてまいったところでございます。大幅な臭気低減ということにはなってはおりませんが、一定の効果というものはあったというふうに認識をしております。このようにですね、

臭気の実態、臭気発生原因、これらを調査し、そして把握特定をして、それらに対して、効果が見込まれる改善措置を求めて、事業者の具体的な改善対策の実施につなげる。これらの一連の流れが的確な指導と、そのように考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先ほどから答弁いただいているので、しっかり6月24日時点での町の判断と対応についてもう一度明確にこうする、ああするというのを述べていただきたいんですが、いかがですか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えをいたします。繰り返すにはなるんですけども、令和6年6月24日というものは、これは事業者が地元公害対策委員会に示された解決期限ということでございます。町といたしましては、この発言、この重みをですね、事業者に自覚をさせ、決意と覚悟を持って取組みを進めるよう、強く強く求めているところでございます。事業者もですね、そうした認識に立って先ほど来申し上げておりますような全畜舎の徹底洗浄、そして飼養頭数の大幅削減、その後の消臭対策と、これらを確実に実施をすると、そのように明言をされております。

そういう状況でございますので、町といたしましては、来年の6月24日にはこの臭気は無くなるものとそのように思慮しているところでございます。そのうえで、どうしても良い結果が出てなかったら町はどうするのかといった場合には、先ほど町長が申し上げましたとおり事業者への的確な指導、さらなる的確な指導等に努めてまいり、一層努めてまいるといった所存でございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先ほど町長のご答弁の中にですね、縮小も求めていかなければいけない事態になるということではありますが、課長も同じ考えでよろしいですか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） やはり頭数の削減というものは臭気の低減を図るうえでは、これは避けては通れないというふうに考えております。当然、飼養頭数の削減というのはそれだけ経営的な影響というものも出てくるところでございますので、どこまで縮小、飼養頭数削減できるのかというところは、こちらから何頭まで減らせというのは難しい状況ではございますけれども、可能な限り飼養頭数は削減をしていただくようにしっかり求めてまいりたいと考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでは次に移ります。（2）といたしまして町ができることは何かと題します。

改善勧告の次の手立てはあるのか。事業者の取組みだけを評価するのか。臭気が下がらない場合、改善命令は出すのか。さらに罰則についての考え方はどうでしょう。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） それでは2点目の「町ができることは何か」のご質問にお答えをいたします。

まず、「改善勧告の次の手立て」といたしまして、「事業者の取組みだけを評価するのか」につきましては、町といたしましては、事業者の自主的な取組みだけに委ねるのではなく、職員による臭気実態調査や地域住民の声等を踏まえた改善対策の取組みを事業者へ求め、より効果的な取組みとなるよう今後も努めてまいり所存でございます。

次に、「改善命令を出すのか」につきましては、改善勧告に付した期限内にその勧告に係る改善措置が全くまたは一部しか実施されないことにより、依然として住民の生活環境が損なわれているときに改善命令を出すことができると悪臭防止法には規定されております。改善勧告に基づく改善計画が履行されている現状におきましては、改善命令を出す状況にはございませんが、そのような状況が生じた場合には、速やかに改善命令の発動を検討することになると考

えております。

最後に、悪臭防止法に定められております「罰則」につきましては、改善命令に違反した者に対する規定でございますので、現在はそのような状況にはございませんが、万一そうした事態が生じましたら、町は厳正な対応を行ってまいります所存でございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 改善勧告に基づく改善計画が履行されている現状においてはということでございます。現状では計画が履行されているだけで結果が出ていないのは顕著であります。その結果が出ていないという判断ではありませんか、どうですか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。3つの畜産事業場へ今、改善勧告を出して一つの事業場が本年3月末に期限を迎えたという状況でございます。3つの事業場すべてをひとくくりにして考えるということではできませんけれども、まず本年3月に勧告期限を迎えました畜産事業場におきましては改善計画の履行により臭気の低減というものは図られていると、そのように認識しております。しかしながら地元に近い場所でございます畜産事業場、これにおきましてはまだ勧告期限を迎えてはおりませんが、十分な臭気低減が図られていないと、そのように認識しているところでございまして、その点につきましては議員ご指摘のとおりですね、計画の履行により結果がしっかり出ていないと、そのように判断しているところでございます。したがって期限末までにはですね、しっかり臭気の低減を図るよう、そのように指導を行っているところでございます。それとは別の時間軸で事業者からは来年6月24日までに臭気を無くすと、その発言のもと取組みを進められている、そういう状況でございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 何度も出てきます改善勧告であります。そこに改善計画というものを事業者が出してきて、その計画をですね、効果が出そうだ、あるものだという判断をされるはずなんですが、それは町がしますか、誰がしますか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。改善計画につきましては、それを受理するのは町ですけれども、勿論地元の方々の意見を踏まえてですね、それを受理するかどうかというものを判断しているという状況でございます。この改善計画の効果というものは、まず最初に受理をするかどうかもありますけれども、改善計画の履行によって臭気の低減が図られたのかどうか、そこが非常に重要になってくると思います。それが効果だというふうに考えております。このことにつきましては年8回実施をしております臭気指数の測定、それから毎週行っております職員による臭気の実態調査、こうしたところの結果を踏まえてですね、しっかりとした臭気低減が図られているのかどうかというものを判断しているところでございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） この改善計画を判断するのは結構大事なことだと思うんですよ。それが履行されて結局臭気を減らしていくことを進める大前提となるものでありますんで。勧告した後ですね。その計画というものはある程度の時間を持って実行していかないといけないわけですが、それが結果が出なかったとき、また1から出直しというようなことの繰り返しを多分今までもしておると思います。その改善計画を判断する能力が町にありますか。ほんとにそれが効果があるもんだというところを判断できますか。それがまず一つ問題だと私は思いますが、いかがでしょう。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。町は改善勧告によって、要は事業所から排出される臭気、これを落とす。無くすというのがベストなんですけ

ども、低減を図るために改善勧告を出すということでございます。改善勧告を出す条件というものは先ほど来申し上げているとおりでございます。そのなかで事業者がその臭気を無くすために、こういう取組みをするというものが出てまいります。それを町としてもそれで本当に臭気が無くなるのかどうか、それはしっかり検証はしますけれども、地元の方の意見、これも非常に重要になってまいりますので、そうしたものも踏まえて判断をしているということでございます。そしてまた、実際に改善計画の履行によって臭気の高減が図られているかどうか、それは先ほど来申し上げておりますような各種の調査をもとに実際に臭気がどうなっているのかというものは確認をしておちます。そうしたなかで3月末、勧告期限を迎えた事業場においては終期の低減は図られたと、そういう状況でございます。勧告期限を迎えて臭気が無くならなかったらまた1からやり直しかという、そのご指摘といたしますか、その思いというものは重々承知をしておるところなんですけれども、改善計画によって取組まれたことは全く0ということにはなりません。その一番最初のスタート時点から比べれば必ず臭気は低減はされてます。それが十分な低減がされているのかいないのかということであって、そこで十分な低減が図られてないということになれば、またさらなる対策を講じていただく。それが事業者の自主的な取組みになるのか、それとも先ほど申し上げた臭気指数等の規制基準値を超えているということになればまた改善勧告、その改善勧告に基づく改善計画によって事業者が取組むことになるのか、そのアプローチはいろいろ変わってくるとは思いますが、最終的には臭気をなくしていくというところの目標は変わらないわけですから、そこに向けて取組みがきっちりと進めていかれるように町は指導していく立場にある、そのように考えております。

○2番（上羽場幸男） はい。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 私の質問と少し、私の仕方が悪かったのかもしれませんが、ちょっと違う答弁をいただいております。改善計画ですね、それが効果があるものかどうか。結果ではないんです。改善計画が出された時点でそれを判断する能力が町にありますかというお尋ねです。

○町民課長（道添 毅） 議長。



○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 失礼をいたしました。改善計画を出された時点でそれが本当に期限後に臭気が確実に無くなるかどうか判断できるかどうか、その能力があるのかどうかということでございますけれども、これについては絶対にそれは無くなるという、そういう判断は、それはできないと思います。ただ、それによって臭気というものが確実に減っていく。そういうことは確認はできる、判断はできると考えております。臭気というのは非常に複雑でございます。臭気がどれだけ低減されたら臭気指数なり、あるいは地域で感じる臭気というのがどれだけ減少するか。これを実際に数字的なもので判断していくというのは、これは困難でございます。出された内容というものが本当に臭気低減につながる取組みであるのかどうか、そこにしっかりと結びつくのかどうか、それを町としてしっかりと分析をして、そしてまた地元の方の意見というものも踏まえて、それを受理するかどうか、それが判断ということになるかと思っておりますけれども、可能な限りの検証を行っている、そういう状況でございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それで27、8年過ぎてきたわけです。結局今のような改善計画をちゃんと判断して、それにあたっていただくということが結構重要なことだと思うんですが、そこになぜ専門的知識を持った人を、判断する立場にいていただかないのか。そこが私は一つ疑問なんですね。町の職員さんで、どの部署が判断するか、町民課ですかね。そこでそういう人材はいらっしゃらないと私は思いますけれども、それで改善計画を受け取る。はいこれやってください。それではどうも説得力に欠けるんですが、いかがでしょう。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。何か改善計画が意味の無いもののように、そのようにおっしゃっておるように少し感じる場所があるんですけども、少なくとも3月末に期限を迎えた事業場、これは改善計画に基づいて取組みをされました。4年間実施をされた結果、臭気というものは低減がさ

れております。実際、我々職員が毎週のように臭気実態調査を行っておりますけれども、確実に臭気の低減は図られていると、そのように認識をしております。そういう意味におきましては改善計画というものの臭気の低減に一定の寄与はしている、そのように感じているところでございます。また、改善勧告につきましては、悪臭防止法に基づく改善勧告は平成31年度から令和元年度にかけて行った改善勧告、これが初めてでございます。悪臭防止法に基づく改善勧告は初めてでございます。その取組みの中で、今、現在を迎えている状況でございますので、事業場における臭気低減、これがさらに進んでいくように町としてもしっかり指導を続けてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 町民課長、専門家を入れないのはというようなこともあったかと思いますが。

○町民課長（道添 毅） はい。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 失礼しました。専門家の部分ですけれども、以前、臭気アドバイザー調査事業というものを実施をいたしました。そのなかで、いくらかアドバイスをいただいております。消臭設備の効果的な設置方法等いただいておりますけれども、改善計画に基づいて実施した後に、臭気がどれだけ低減できるのか。たとえば15であったものが10未満に必ずなるでしょうか、そこまでは専門家の方も断言することは恐らく困難であろうというふうに考えております。アドバイスを受けるという点につきましては確かに専門家の方の意見というものは非常に貴重な意見、提言となる。そのように受け止めてはおりますので、現地事業所での取組みの参考として事業者の取組みが専門家の意見を踏まえてより効果的なものになる、そういったことが期待できるのであれば、専門家の意見をいただく、そういったことも検討してまいりたいと考えておりますが、具体的に専門家を交えて改善計画の是非を判断するというのは難しいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 専門家を入れてもその結果というのはどうなるかわからないじゃないかというようなニュアンスに聞こえるわけですがけれども、最低

限町の職員さんよりは知識があると思いますので、専門家のほうか。その部分というのは、やっぱりお考えていただいてもいいんじゃないかなと思います。

先ほど改善勧告期限を迎えたところ結果が出ておるといようなお話をいただきましたけれども、私、過去2年のデータを全部ここに集計しました。そのなかです、結果が出てないと私は判断をしました。というのは、これ結構ブレがありまして、時期的にであったり、今、地元からの要望の中にも改善勧告を取下げられたけれども、5月、6月の臭気指数は大幅に上昇しているよといようなご指摘がございます。これもそれ以前下がったりしているわけです。それはブレの範囲ではないかなといような感触を持てるような集計表になっております。だからもう少し改善勧告の効果があるか、改善計画です、改善計画の効果があるかどうかということに関して、もう少ししっかりとした検証をされる、勿論結果大事なんだけど、その結果を出すうえにおいて、まずそのもととなるところをしっかりと検討していただかないといけんのんじゃないかなと思ひまして、先ほどのよなことを申し上げました。専門家とか、そういつた判断する人が大事なのではないかといようなことを申し上げております。

取組みをしなければいけないのは、臭気低減をしなければいけないのは事業者であります。これは大前提であります。町はそれを監督して、それをそのよに指導するとい、それは間違いのないところではあります。しかし今までこれだけ時間が経ちましたので、さらに町ができることはないのかといことを考えるわけですがそのことについてどうでしょう。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） さらに町にできることはないのかといご質問でございますけれども、その前に臭気指数の状況、これが必ずしも周期低減といものが図られているとまでは言えないのではないかといご指摘ございました。臭気指数の測定につきましては年8回でございます。我々職員の臭気実態調査は毎週行っておりますので、年50回弱とい状況でございます、職員の、いわゆる人としての感覚としてはそのデータも取ってはおりますが、臭気低減は図られているといふに、これは私は自信を持って言えるところで

ございます。

ただ、地元に近い畜産事業場におきましてはまだまだ十分な臭気低減が図られておりませんので、その事業場についてはさらなる取組みが必要と感じているところでございます。何がまたさらに、町としてできるのかというところでございますけれども、地元の方々からの要望として、今、地元とは年2回話し合い、協議の場というものを設けております。協議といいますか、こちらの説明会という形で行っておりますが、それをもう少し頻繁に行ってほしいという要望がございまして、これを早速実施をしていこうと、そのように考えておるところでございます。そうしたなかで地元の方々としっかり町の情報を共有をし、今後の方向性なりについても丁寧に説明をしてまいりたいと考えております。

また地元の状況、先ほど職員は毎週臭気実態調査を行っているというふうに申し上げましたけれども、地元の方々はその中で毎日暮らされているわけで、そのなかでの情報というものも町にとりましては貴重な情報になりますのでそうした部分も含めて事業者への的確な指導というものに活かしていきたいというふうに考えております。さらなる取組み、新たなる取組みといたしましては、そうした地域の方と町との距離をより近いものとして連携した取組みというものにしていくと。それが新たな取組みとして考えているところでございます。

○2番（上羽場幸男） はい、議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 前回のですね、6月議会の答弁において事業の継続いかにかわらない解決を求める。また事業の継続を前提としてはいないということの答弁をいただいたわけですが、この真意はどこにありますか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） その言葉のままなんですけれども、要は事業の継続いかにかわらず、とにかく臭気が無くなるということが、町民課にとっては一番重要なことで、これが地元の方々の切実な願いでございます。地元の方々からは直接そういったお声も頂戴しております。そうしたことを事業者を求めることはできないのかと、そういう声も頂戴しております。改善勧告等

でそういったことを求めることはできませんけれども、町民課といたしましては、事業者へ臭気を無くす取組みというものは求めております。それでなくなれば一番いいんですけれども、そうでない形であっても地元の方々の臭気問題の解決ということにつながる方策があれば、それは選択肢として外すものではない。そういうことをございます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） それでもは3番目に移ります。畜産振興の面からの対応はと題しまして、臭気対策に畜産振興の面から対応できないでしょうか。公害担当課である町民課の側面からだけではなく検討をすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○産業振興課長（垣内賢司） 3点目の「畜産振興の面からの対応は」についてお答えいたします。

畜産振興面での対応といたしましては、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、畜産農家の巡回や研修などを通じて、家畜排せつ物の適正な管理を指導しております。

加えて、所得向上などの経営改善による畜産振興が前提ではございますが、国の補助金を活用して、処理施設など、環境保全対策への支援も行っていました。

いずれにしても、引き続き関係課や県の関係機関と連携して、畜産振興の面からどのような施策を町として実施できるか、検討してまいりたいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） もっともなご答弁いただきました。畜産振興の立場からこの臭気問題はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 畜産振興の立場からということをございます

が、あくまでも町としましては、臭気問題も勿論ですけれども、周辺の環境に配慮したうえで、継続的な経営を行っていただきたいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 家畜排せつ物の適正な管理指導をしているというお答えをいただきました。現在ですね、臭気問題がある当地区においてはどのようなことを対策、具体的に何をなさってますか。指導、そういったこと。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えいたします。家畜排せつ物の適正な管理を指導しているというところがございますけれども、家畜排せつ物法においてですね、排せつ物の管理施設の構造とかですね、また設備、そういったものを、またその管理の方法ですね、そういったものについて基準が設けられております。その基準に則り管理がされているかということを巡回指導を行う中で、チェック等行っているということでございます。

ただし、適正な基準で管理が行われている状況においても臭気を完全に抑えるということには至っていないというふうに考えております。畜産振興の面での対応には限界がありますので、関係課との連携というものが必要になってくるのかなというふうに認識をしております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 先ほども町民課のほうへ申しましたけども、前回の議会での答弁の事業の継続いかんにかかわらない解決を求める、事業の継続を前提としてはいないということに対して、畜産振興の立場からはどのようにお考えですか。このご答弁をどのようにお考えか、お尋ねします。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 先ほども申し上げましたけども、重複するかどうかと思うんですけども、畜産振興の立場から申し上げますと、臭気問題は勿論です

けれども、周辺環境に配慮したうえで、経営を行っていただきたいというところを考えております。先ほどの答弁でも触れましたけれども、管理基準の順守というのは勿論ではございますが、さらに踏み込んで、畜産振興の観点から支援策を検討していく必要があるというふうに認識しております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 町民課と産業振興課、ちょっと同じところに向かっていかないといけんのんですが、相反する立場のこととなっているのかなと今、思います。ただ町民の皆様から見れば行政は一つであります。だからやはり一緒になってこの問題に取り組んでいただきたいわけですが、その問題に取り組むということ、今、新たな対策があればと、支援があればということでしたが、何かその点ありますか。

○産業振興課長（垣内賢司） はい、議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 新たな支援ということでございますけれども、まだ具体的なことは話が内部で調整ができておりませんが、たとえば、一定の消臭効果があるような消臭剤とか、臭気抑制の効果のある飼料等への添加物などの購入費の一部助成であったり、また臭気対策の実証実験に係る費用の一部助成等、そういったことを検討してまいりたいというふうに考えております。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） その立場です。しっかり取り組んでいただけたらですね、若干でも効果があって、早く、早期の解決につながっていくのではないかと思います。庁舎全体で取り組んでいただくということに関して町長また副町長、何かお考えがありましたら、述べていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 町全体で取組めという上羽場議員からのご指導いただきました。これまでも畜産振興の関係で言いますと、堆肥の処理場に関して国費

を入れて事業者のほうも多額な投資をされております。ただ国の補助をもらってしまうと、適化法というか、その補助金の期限の間は、畜産を続けていくということになります。途中でやめられないということになる。補助金返還になります。そういったことを含めて、やはりどういう導入がふさわしいのかということが一番危惧しなくてはいけないところです。このたび住民の方からの願いは、先ほど小手先のと言いましたけれども、やはり消臭剤をまいて、じゃあ、それでいいのかということをおっしゃっています。現状畜舎を新築されても廃棄する場所に消臭剤をまかれています。これでは効果ないのではないかと、一つの課題があります。今、その事業者においてはそういうことではなく、いろいろと考えた中に畜舎内に消臭をするシステムを作ってはどうかということです。ただそれが効くのかというところの判断が難しいところです。あと飲用の飲み水等へ混ぜる、そういった方法等もいろいろ考えられることです。ただそれがまた効果があるのか。一番いい方法は家畜排せつ物が外気に触れないこと、これが一番だと思います。他の施設においては垂れ流し状態にならないようにきちとした豚舎にも敷くものとか、チップ、またそういったものでしっかり消臭効果もあるような方法をとられているというようなことも聞いておりますし、現状ではそういうものがなく、流れていってそれが溜まる、それを持って行って処理するという、ちょっとアナログ的な考え方でしかないというふうにも捉えております。それはいけないのではないかとということで、ハードの部分で新たに畜舎をもし建てるのであれば、きちとした密閉型できちとしたものを造るように指導しなさいというふうに住民の方からも言われております。ですからどれがベストか、またどれだけの投資が今後できるのかという事業者の方との話しをしっかりとしながらですね、そうでないのであれば縮小しなさいと私は言っています。特に住民の方のお住まいに近い場所の施設については一番危惧するところなので、あそこはできるだけ減して、将来的にはもうそこはないほうがいいんじゃないですかというふうに私は申しております。ただ営業妨害になってはいけません。そこら辺を一つ考えつつですね、いろいろと話しをさせていただいています。

それと一つ大きな期限を迎えます。6月24日、来年。これについてはきちっと明言をされております。事業者。これが履行できない場合に、住民として



は訴訟もありというような言い方もされますが、それについてはプロではないので町に何か助けていただきたいと言う声もこの間いただきました。そうなったときにはですね、その時点をもって町もどうしていけばいいのかということ住民の方に寄り添って話をしていけばと思っています。それぐらいの覚悟を持って事業者にもやっていただきたいですし、住民、私ども町のほうも一緒になって戦う覚悟ということになっております。この期限は大きな期限でございます。そこに向けてですね、さまざまな取組み。先ほど産業振興課長申し上げましたが、事業者、豚に限らず、鳥、牛、畜産という面では他の地域でもいろいろと臭気問題ございますし、堆肥が流れている状況もございます。ですからそういったところに的確な措置をするという流れができればですね、町としても助成するような予算を組める、組んで行きたいと思えます。これは議会のほうも共に研究いただく中で、ここに本当に投資をしていいのかという判断をいただく中で前に進めればと思えます。早速ですね、来年度の予算も組立てをする時期になってきますので、そういったところへ向けて研究を重ね、また議会のほうのご理解もしっかりいただき、一緒に研究をさせていただく中で、どのくらいの予算をどのくらい出せばよいかというのを委員会でもいろいろと調査いただくとお思いますけれども、一緒に考えていければと思えますので、どうぞ委員長のほうとしてもよろしくお願い申し上げます。

○2番（上羽場幸男） 議長。

○議長（米重典子） 2番 上羽場幸男議員。

○2番（上羽場幸男） 今、町長のお言葉を聞いて全町的に取組んでいただけるということを我々も含めてです。その言葉をいただきましたので、しっかり6月24日に向けて何としても解決するという覚悟を持って進めていただくということを受け止めましたので、これで私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 上羽場議員からいろいろとご示唆いただきました。ここはですね、しっかり覚悟を持って取組んでまいりたいと思えます。

○議長（米重典子） 以上で2番 上羽場幸男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は10時25分といたします。

休 憩 10時07分

再 開 10時25分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 防災の取組みは 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） はい、議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 通告に基づき一般質問をさせていただきます。防災の取組みはという題で質問します。

台風・秋雨前線が活発になる季節を迎える時期となりました。併せて最近日本列島では地震と線状降水帯の情報が頻繁に発表され先般も台風6号・7号による災害が各地で大きな被害をもたらしています。現在では台風13号も発生しております。この原因の一つとして6月定例会において質問しましたが地球温暖化が影響していると言われております。

北極・南極の氷河が解け始めておりますがこの現象が続くと海拔の低い国の島々は水没の危機に直面し、日本では海水面が30センチ上昇すると、半分の砂浜が、そしてまた1メートル海面が上昇すると日本全国の砂浜の9割以上が失われると予測されております。

このような状況を不安視され、平成9年（1997年）に京都で開催された地球温暖化防止京都会議には、世界各国から多くの関係者が参加し、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（亜酸化窒素）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、及び六フッ化硫黄（SF6）の6種類の温室効果ガスについて、先進国の排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定め「京都議定書」として採択をされました。以来平成17年2月16日（2005年）に発効されております。

平成27年（2015年）にパリ協定では国連気候変動枠組み条約国会議（COP21）で採択、平成28年（2016年）に発効した気候変動問題に関する国際的な枠組みで平成30年（2020年）までの削減目標を世界共通の「2.0℃目標から努力目標1.5℃」が掲げられました。

現在、国ごとに温室効果ガス排出量の削減目標を定め取組みを進めていますが、その歩みは順調に進んでいるとは思われません。

このような状況において、世界の海の海面温度は上昇を繰り返し、エルニーニョ現象が発生し台風・ハリケーン・竜巻が発生している現状にあり各方面において影響が出ています。カナダやハワイでは自然発火を含む山火事で多くの被害があります。

産業面では魚の回遊海面地帯が変わり、魚が捕れない不漁に直面している漁業者の方や、気温の上昇が異常に高くなり 35℃～40℃前後までの気温で日常生活に大きな影響が出てきております。

台風が発生し日本を縦横断すると各地に線状降水帯が発生し、短時間で多量の雨を降らせ大きな災害をもたらす原因になっています。気象庁の発表では、日本のどの地域においても線状降水帯は発生する可能性は高まっていると話されています。

平成 23 年の東日本地震津波災害・平成 26 年広島土砂災害・平成 28 年熊本地震・平成 29 年九州北部豪雨被害・平成 30 年西日本豪雨災害・令和 5 年 8 月台風 6 号、7 号災害で大きな災害を全国的にもたらしています。平成 30 年西日本豪雨災害においては、岡山県倉敷市・呉市・東広島市・三原市・尾道市・福山市・世羅町で大きな被害が発生しており、やっと復旧工事が完了しているところであります。

今後の災害対策として世羅町が取組むべき課題とその対応準備について、次の項目を質問します。

一つ目として、災害対応において住民の避難誘導の体制を平時からマニュアル訓練をされているのかどうか、お尋ねします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 久保正道議員の防災についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員冒頭からいろいろと災害についての説明なり、また現状発生している被害等について縷々お話しをいただいたところでございます。現状では今、台風 13 号が日本列島に向けて横断する形でございます。世羅町の近くを通るわけで

はありませんけど、現状この台風の被害というのは離れている地域でも大きな災害をもたらしております。この中国地方でも突如として線状降水帯が湧いて出るというような状況もそれぞれ気象情報みの中で確認しております。

議員ご指摘いただきますように、近年の災害につきましては激甚化しております。その一つの要因について地球温暖化ということが要因であると言われております。

世羅町においても、今後いつ大規模な災害が発生するかわからない状況であり、災害時における町民の生命身体の安全の確保に取り組んでいく必要があると考えております。

そのなかで、災害時の住民の避難誘導體制のマニュアル化等につきましては、広島県と連携した「地域防災タイムライン」の普及促進を行っております。

この地域防災タイムラインとは、自主防災組織による避難の呼びかけ体制である地域ごとの情報伝達体制を活用した避難行動マニュアルでございます。

かねてから自主防災組織による避難の呼びかけ体制の確立を図ってまいりましたが、本年度からはさらに同タイムラインの普及による避難誘導のマニュアル化を促進し、町民の安全な避難に繋げていきたいと考えているところでございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 答弁では広島県と連携したタイムラインの普及促進を図っていくという答弁内容ではありますが、そのタイムラインを町内全域、13自治センターに普及の促進と浸透されているのか。具体的な取り組み実績または今後の方針をどのように取組み、体制作りをどのようにされていくのか。実効性を高めていくのが目的でありますから、その内容についてお尋ねします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。議員、冒頭の質問の趣旨でお触れいただきましたように、広島県において平成30年など広く広範囲に大きな災害を経験したところでございます。大きな災害を振り返ると、県内では実際

に避難行動をとられた方が約 29%というような調査結果も出ております。これに関しまして避難のきっかけについてはやはりご近所、地域からの呼びかけで避難を行動に移されたといった状況も見えてきたところでございます。これを踏まえて、県ではマイタイムラインという形でそれぞれ皆さんが自分事として避難のことを考え、計画、準備をしていただく取組みが進められてきたところでございます。

今現在におきましては、さらに、議員申されます実効性を高めるといった観点から地域ぐるみでマニュアル作りを進めていくといった流れになってございます。

後程の質問、並びに答弁に重複する部分もございますけれども、地域ぐるみで簡素な仕組みを目指してマニュアル化を図っている状況でございます。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） タイムラインの普及、そしてまた避難行動の迅速な対応、このことについて住民の方も非常に今までのそういう例はない被害を受けた例はないから大丈夫だという意識もかなり強いわけでありまして。私も以前、住宅が床下浸水なりだしてから非難しましょうというふうに、家に迎えに行つて、一人暮らしの老人の方でしたが、説得に行きましたが、もう 90 年ここに住んでいるからここで死んでもいいんだというふうな発言をされて、なかなか行動に移していただけなかったと、このような例もあるわけですね。そしてまた水だけでなく、日本全域であります山崖下に住宅がたくさん建っております。このような状況で大丈夫だろうという意識が強いわけですが、このことで安佐南区、安佐北区の住宅、山腹崩壊によって、土砂災害によって住宅が押し流され、犠牲者が平成 26 年 8 月 20 日に発生した安佐南区、安佐北区の災害では 80 名前後の方が犠牲になっておられます。私の知り合いも 1 名亡くなりましたが、1 週間後に発見されたという、非常に痛ましい災害でありました。私も安佐北区へ 2 回ほどボランティアで復旧に行きましたが、非常に悲惨な状況でありまして、住宅の母屋、台所には直径 1 m 50 から 2 m くらいの岩が転がり込んでおりました。その家の方は 5 分前に家族皆が 2 階に上がったんだというふうなことで命が助かったというふうにおっしゃっていましたが、直径 1

m50 から 2 m の岩石でそのままおられたら犠牲になっていたのかなということもあります。その一帯が玉石、岩石でずっと土砂崩れで一体が埋まっております。そういうことも経験がない地域でありますから、さぞ、避難を呼びかけるにはなかなか難しいとは思いますが、そういった例もあるわけです。

平成 30 年の 7 月災害では、三原市本郷町、あるいは世羅町でも裏山が崩壊した例もあります。このときには私も延べ 10 日間復旧作業に出て行きました。そのようなことで災害に直面してない方も 80%、90% くらいおられるわけですが、テレビの映像で見てああ、ひどいなと。これでは怖いなというふうなことの一時的な感覚でなかなか避難をするという行動に移してもらえないのが現実であります。そのことをやはりタイムラインだけで地域の防災組織に委ねるのではなく、町が主体的に何回も何回もそういう避難行動に対する、防災に対する意識を醸成させて、地域の 13 自治センターの方に伝えて、地域で活動、活躍していただくような、そういう仕組み作り、町としての組織が対応する必要があるのではないかと常々思っておりますが、いかがでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。ただいま議員お示しいただきますように、地域並びに平素からの取組みが最も重要であるというふうに認識しているところでございまして、その部分はしっかり進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。先ほど触れられましたけれども、平成 30 年におきましては世羅町において広域で被災したというところでも、その当時実際避難所に避難された方、一時期ピークで 600 名を超える方が避難をされておられます。そのときにおいては、マイタイムラインといった活用、それから取組み等はなされておりませんでした。それ以降それぞれ皆さんご自身で避難のことを考え、行動をとっていただくという呼び掛けをしているところでございます。避難所への避難だけが安全な避難ではないといった呼びかけも併せてしておりまして、ご自身の安全をいかに確保するかといった考えていただく機会を設けていただくというところに主眼をおきまして、取組みを進めているところでございます。

実際の実効性を高めるといった点におきましては、各地域には自主防災組織

を組織化していただいております。組織率といたしましては 83.6%といったような数字を決算の資料等でもお示しをしておりますけれども、是非その組織化されたお力を活かす形です、皆様の安全を高めて、意識を高めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○10 番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 避難訓練、防災訓練は年 1 回程度各自治センター管内で行われているように思われますが、1 回だけでこれが常態化するようなことにはなりません。意識を変えることにはなりません。全然参加をされる意思のない方もたくさんおられますが、そこを防災、減災、そういった意識を持ってやるとすれば、足しげくやはり住民の方を対象にですね、広報そしてまた避難の必要性を話しておいて、防災意識の醸成を図っていく、このようなことが必要であります。

また平成 30 年のときには全地域が避難所に避難してくださいということにはなっておりません。1 地域では避難の誘導も町の広報無線でもありませんでした。そういうことでは防災の取組みが十分なされているということにはなりませんから、そこらあたりの反省も踏まえて今後の取組みをきちっとしていただきたい、このように思います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。議員ご指摘いただきますとおり、平成 30 年においては万全の体制といった十分なものがとれていなかったといった部分も確かに振り返ればご指摘のとおりでございます。それを踏まえまして、各避難所での受入れ態勢であったり、また呼びかけにつきましても見直しを図ってきたところでございます。施設面の整備はもとより、ソフト面、受入れを行う側での体制をいかに確保していくかといったところを主眼に取組みを行ってまいったところでございます。避難所の開設の手法であったり、そこから見直しを行ってきたところでございます。現在に至るまでですね、随時さまざまなご意見等頂戴してきてございます。住民の方々への呼びかけといたしましては、自主防災組織の部分に頼るのみではなく、さまざまな地域活動の

中で、サロン等もございますし、さまざまなアプローチの仕方防災について考えていただく機会を設けてまいってきたようなところでございます。

各地域での取組みと申しますとかなり負担も増えてくることに直結してまいりますので、各地域の行事であったり、活動の中に防災を取入れていただくといったような形で皆さんに受入れていただきやすいアプローチの仕方と併せて取組んでまいりたいと思います。今後におきましてもこういった地元負担を強いらぬような形にも配慮しながら呼びかけを続けてまいりたいと考えます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 過去の反省を踏まえて今後の十分な取組みをしていただきたいです。災害に備える取組みが十分すぎるということはありません。したがって十分な取組みをしていただいて各課横断的に考えていただきたい、このように思います。

2番目として、犠牲者、けが人を出さないために平素から啓発訓練が必要と思いますが現状と取組の状況は。先ほどの答弁の内容と一部重複するところがあると思いますがお答えをいただきたいと思います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 2点目の「平素からの啓発訓練の現状と取組の状況」についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、災害時に被害を出さないためには、平時からの訓練が重要と認識しております。

そのなかで、平素からの啓発訓練につきましては、地域の自主防災組織等と連携して災害時を想定した図上訓練や実際の避難訓練に取り組んでおります。

本年度からは、広島県と連携し、先ほど申し述べましたが、「地域防災タイムライン」の普及促進を図っております。この「地域防災タイムライン」を使用しました避難訓練も実際に展開をしたところでございます。既に訓練を実施済みの組織もございますが、今後も訓練を控えておられる組織もあり、現在まさに普及促進を図っているさ中でございます。

今後も、この地域防災タイムラインにつきまして各組織への普及を図りなが



ら、有効活用ができるよう引き続き県と連携した取組みを行ってまいりたいと考えてございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 地域の自主防災組織などと連携して図上訓練や実際の避難訓練に取り組んでいる。またタイムラインを使用した避難訓練も展開している。すでに訓練を実施した組織と今後の取組みを予定している組織があると答弁されましたが、予定しているすべての組織の取組み完了は、スケジュールはいつを考えているのか。また障害者福祉施設、高齢者福祉施設、保育所、認定こども園、小中学校、高等学校、事業所などに対する取組みをどのように考えているのか、取組みを加速する必要があると考えるが、いかがでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。答弁にございます各地域での地域防災タイムラインの状況でございますけれども、本年度すでに1件先駆的に実施をしていただいている地域がございます。また年度内におきまして、2あるいは3地区においてこの地域防災タイムラインといったものを活用した避難訓練等を予定されているところでございます。

この地域防災タイムラインでございますけれども、各地域ごとにどのような災害が想定されるのかといった内容を簡素にまとめて、それを地域の方々にお示しし、そのうえで自分自身のとるべき行動等を具体化していただくといったもので、その内容を地域で共有して、いざというときの避難の呼びかけ体制を構築していくといった働きかけでございます。

今後、スケジュール的なものでございますけれども、各地域ごとに自治センター単位で取り組んでいただいているところ、それから自主防災組織が小さな単位で組織されてそこで活発にご活動いただいているといった各地域ごとの状況が異なりますので、スケジュール的に全部を設けるといったところまでの計画性はまだ持っておりません。この取組み自体が今年度から始まったような取組みでございますので、これまでのマイタイムラインと併せてですね、普及をしていく必要もあるかと考えているところでございます。その他、各介護施設で

あったり、さまざまな施設がございますけれども、そちらへの呼びかけにつきましては、継続してこれまでも行ってきておりますので、避難の取組みといったものとはまた別に各組織施設ごとの実効性のある計画を具体化していくといった呼びかけは継続してまいる必要があると考えております。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 町が県と一緒にタイムラインを使って普及、そういったことに取り組むということではありますが、これを地域へどんどん浸透させていく、そのことはどこの課が中心になってやるかわかりませんが、各組織にそういったものの情報提供をして、それから報告をどのような形で実効性を高めていくのか。報告を求める、そういったことですね、普及促進に努める必要があると思うんです。そしてまた小学校、中学校、あるいは保育所、認定こども園、これは行政の組織の一部ではありますが、認定子ども園は民間がやられておりますが、そういったところへの浸透をさせる。そしてまた行動に移していただく、そういったことも日頃からですね、必要であります。後ほどの質問で触れますが、こういったことも考えていく必要があると思っておりますがどうでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えをいたします。まず1点目、各地域での取組み、それから報告等でございます。各地域ごとに自主防災組織単位であったり、また先ほど申しました小さな組織での取組みといったところをしていただいているところでございます。担当といたしましては総務課のほう窓口となり、そういった取組み訓練等の準備、それから支援等をしているところでございます。内容につきましてもタイムラインの作成、力を入れておりますけれども、そのみならずですね、実際の避難の訓練の仕方であったり、自分達の地域のことを見直すといったようなさまざまな内容で防災について考えていただく場を設けていただいているところでございます。内容によりまして私も世羅町の総務課のほうから出向く場合が多くはございますけれども、サロン等活用いただく場合には社会福祉協議会様であったり、また内容によっては消

防署等、他の機関とも連携しながら、さまざまな各地域の訓練、会議等に参加をさせていただいている状況でございます。こういった内容につきましては集約をしておりますので、世羅町のほうで全体を見ながら取組み状況といったものを把握し、今後活かしてまいりたいというふうに考えているところでございます。支援の必要な方々が利用される介護施設であったり、保育所等々、各さまざまな計画作りにつきましては、法におきまして整備が求められている部分でございますので、この部分、しっかりと周知をしながら働きかけを強めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） いずれにしても、絵に描いた餅で終わってはいけません。実効性が高まって初めて防災、それから住民の安全安心、そういったものに繋がるわけですから、今後も取組みを強固にさせていただいて、取組んでいただきたい。外国からの情報がJアラート、そういったものでも出されておりますが、そういう形でタイムラインも使われるんだろうと思うんですが、防災無線、せっかくいい施設があるわけですから、そういったことも利用して頻繁に有事のときには避難をするような広報活動も併せて進めていっていただきたいと思います。

次に移ります。防災意識の醸成は子どもの時から必要と思いますが、保育所・認定こども園・小中学校における取組みの状況はいかがでしょうか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 3点目の防災意識の醸成に係る保育所・認定こども園・小中学校の取組の状況でございます。所管が分かれておりますので、避難、防災等に関連しまして、総務課で取りまとめてお答えをさせていただきたいと存じます。

防災意識の醸成におきまして、幼少期からの取組を行うことは非常に重要なことであると認識しております。

保育所や認定こども園におきましては、避難訓練の大切さや安全な場所に避難する力を身につけるといった目標を定めて、毎月1回、防災、火災、防犯な

どのテーマに沿って避難訓練が実施をされているところでございます。

また、町内全ての小中学校におきましては、年に数回、火災や地震等における避難訓練が実施をされております。この避難訓練自体が、子どもにとってマンネリ化したり、他人事といった意識にならないよう、毎年災害想定場所を変更したり、警察や消防等関係機関の方々を招へいするなどの工夫がなされております。

また訓令以外にも、社会科、理科、保健体育科等の授業におきまして、「自然災害に備えて」をキーワードに、自然災害にはどのようなものがあり、どんなことが起こるか理解を深めたり、災害発生時の行動について考え、日頃からどう備えるかなど子どもたち同士で協議をし、実際に行動できる力を身に付ける指導が行われております。

また昨年度からは、コミュニティ・スクールの取組みの1つといたしまして、保護者・地域の方と一緒にあった訓練を実施している学校もございます。地域の自然災害の歴史や体験談などを聞き、地域に学び、親子で防災について考える取組みなども行われてございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 小中学校においては年数回にわたって地震や災害に対する避難訓練をやっているというふうにおっしゃいました。しかしながら、これだけではなかなかその目的を達成するというにはならないと思います。現在の状況では大雨注意報、あるいは台風、そういった情報が流れますと小中学校は休校にされます。それからバスで送迎もされますが、歩行によって通学をしている児童生徒、あるいは保育所の子どもさん、そういった方がですね、常日頃、道路河川の状態を通っていくわけですが、川の近く通り方、そういったところの指導もする必要があると思うんです。非常にこの段階では非常に難しい問題もあると思いますが、防災の権威者である広島大学の大学院の西堀教授、この方の講義を受ける機会がありました。世羅町にも4年、5年前に防災士と地域の防災を考える会の方々との研修会で、広島大学の先生からお話を聞き、そしてまた今高野山に上がって地質の状態を見ていただきました。そのなかで土砂災害の起こる可能性はこういうところですよという登山道、今高野

山の神社から、

○議長（米重典子） 久保議員に申し上げますが、質問時間が短くなっておりますご注意ください。

○10番（久保正道） わかります、わかります。土質を見ていただいて、こういうところ滑りやすい土質なんですという、そういう教えをいただきました。そのようなことで、災害の危険性、そういったものはいろいろなパターンがあるわけですが、小学校、中学校においても、台風とか、地震とか、そういう問題だけでなくです、通学する途中の注意事項、それからまた西堀先生がおっしゃるのは子どもが家庭において、あるいは地域において避難をなさよという情報が流れたら、子どもが家族に対して避難しようやと言う、子どもが家族に言うことによってその実効性が高まるんだということもおっしゃっておられました。子どもの言う力というのが非常に高いということでもあります。そのようなことですね、学校教育、あるいは保育所、そういったところにも日常そういう取組みをされる必要があるのではないかと、このように思うわけですが、そのような考えはどうでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） はい、議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおりですね、防災意識の醸成を図っていくためには定期的な取組ならず日々の取組みが重要であるというふうには認識しております。特に小中学校におきましては、やはり指導面におきましては発達段階に応じて主に3つのキーワードがあるというふうに捉えております。一つは先ほど総務課長のほうも述べられておりますが、マンネリ化、逆に言えば自分ごととして取組むこと。それから2つ目はその場その場の判断力、そして最後は正しい知識、この3つのことを常時指導してまいりたいというふうに思っております。それから先ほどおっしゃっていただきましたハザードマップ等使ったの登下校の仕方であるとか、マイタイムラインの活用、そして東日本大震災のときにもありましたが、中学生における防災リーダーの育成、そういったことも含めてですね、日々の指導に活かしてまいりたいというふうに考えております。

○10 番（久保正道） はい、議長。

○議長（米重典子） 10 番 久保正道議員。

○10 番（久保正道） 次の質問に移ります。

河川氾濫による災害対策として1級河川・2級河川・準用河川・普通河川の堆積土砂の把握はどの様にされているのか。また、必要な措置はどのようにされているのか、今後の計画はどうか。そういったところのご答弁をお願いします。

○建設課長（福本宏道） はい、議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは4点目の「河川の堆積土砂の把握と必要な措置は」のご質問にお答えいたします。

河川の堆積土の土砂については財政的面から河川改修がなかなか進まないかですね、河川の流下能力を回復するうえでは大変重要な措置であると考えているところでございます。

本町は一級河川芦田川と一級河川江の川の2つの水系内に位置しております、芦田川本流の一部、これは八田原ダムの区間でございますけれども、これにつきましては国土交通省が、その他の1級河川については広島県が、2級河川、重要河川につきましては世羅町内には指定はございません。これらの支流の普通河川については世羅町が管理しているところでございます。なお、堆積土砂の把握は、それぞれの河川管理者が定期的なパトロールを行い把握に努め、本町においては出水期前、概ね5月頃にパトロールを行い、堆積土砂のほか護岸の異常箇所などの点検を行い、災害の未然防止に努めているところでございます。

次に必要な措置についてでございますが、パトロールにより異常堆積が確認された箇所につきましては、緊急浚渫推進事業計画に計上し、計画的な浚渫を行っているところでございます。なお、この事業は令和2年度から令和6年度までの時限的な5か年の事業でございます、本町におきまして令和4年度末までに16の河川、18箇所の浚渫を行ったところでございます。令和5年度以降は4河川5箇所の浚渫を予定しているところでございます。

○10 番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 町が管理している河川について堆積土砂の浚渫、これについては何年か前から起債を適用させることができる。そしてまたそれが交付税で算入されるという制度が新設されました。このことによって世羅町も事業の推進をしていただいているわけですが、なおかつ県管理の河川においては、平成30年の災害以降、土砂災害を、土砂の撤去をしていただく浚渫を工事をしていただいたところもありますが、その下流も引続いて浚渫をしますという県の回答をいただいておりますが、現在までその工事はされておられません。これは管理者が県ですから、この場で言うのもどうかと思いますが、河川には直径15センチぐらいな立木が河川に立っておるといような状況で、非常に水の流れを阻害する状況にもあるわけですし、それから堤防の決壊、氾濫を起こす原因にもなります。そういったところも十分に考慮していただいて今後の浚渫、そういったところにも考えていただきたいと、このように思うわけです。

そしてまた、私、役場へ来るとき大雨が降ってちょうど出くわした黄色い車のトラックに3人乗っておられますが、その方が通られた後にすぐその後、1、2分くらい後にその道路を通ってみると、水路が落ち葉等で詰まっている。そのなかでも氾濫して道路にどんどん吹き上がっている状態でもその車に乗っておられる方々は素通りをされている。そのようなことがあるわけですが、災害を未然に防ぐ観点から、あるいは道路を管理するという観点から、

○議長（米重典子） 久保議員、質問を明確にお願いします。

○10番（久保正道） 言よるんですよ。よく聞いてください。そのようなことで、きちっとした対応を求めていきたい、やっていただきたいと、このように思うわけですがいかがでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは質問にお答えします。河川の中に立っている立木等について川の流れを阻害するものにつきましては県河川、町の管理する河川問わずですね、確認し、管理者において伐採などの措置をすることが必要であると認識しているところでございます。

また道路のパトロール車、これは広島県が委託しているパトロールのことだと思われましても、このパトロールにつきましては、パトロールを行うことが第一の目的でございます、必要な措置につきましてはパトロール後に迅速に対応が行われているものと認識しておりますけれども、このパトロールの方がすぐできるようなことにつきましては町のほうからも迅速な対応をお願いしたいと考えているところでございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 次の質問に移ります。農業用ため池において、危険ため池として認定されている改修工事の計画と今後の取組み方針はどのようにされているのか。福山市において、子どもの痛ましい事故があったが二度とこのようなことがない対策が必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 5点目の「農業用ため池の今後の取組み方針は」のご質問にお答えをいたします。

農業用ため池の改修や廃止工事では、決壊時に下流域で人的被害の発生が想定される「防災重点ため池」を優先して事業に取り組んでおります。

この防災重点ため池では、現在広島県が令和3年度から令和5年度の計画で安全性に関する詳細診断を実施しており、この診断結果を踏まえ、改修工事や廃止工事の検討を行います。

具体には、診断結果を3つの区分に整理し、健全度の低いため池を優先的に事業実施していくことで、住民の皆様の安全・安心な生活環境に努めてまいります。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。残り1分です。

○10番（久保正道） 避難所開設に必要な物資は防災センターに備蓄品は準備されていると思いますが、避難所に乳児も一緒に避難された場合の乳児に対する対応、そしてまた車いす利用者の方に対する取組みと考えは。

○総務課長（広山幸治） 議長。



○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 6点目の「避難所における乳児と一緒に避難された方及び車いす利用者の方に対する取組み」についてお答えいたします。

乳児と一緒に避難された方に関します備蓄品といたしましては、乳児用の紙おむつ、おしりふき、液体ミルク、使い捨て哺乳瓶などの備蓄をしているところがございます。

また、避難所の対策といたしまして、乳児と一緒に避難された方を含めてさまざまな配慮が必要な方に向けまして、施設面で対応が可能な避難所においては、乳幼児世帯向けの部屋を確保するマニュアルを整備いたしております。個室が確保できない場合には、プライベートテントを備蓄しておりますので、要望に応じまして各避難所へ配布するなど、さまざまな配慮が必要な方のニーズに応じた対応を行いたいと考えてございます。

また、車いす利用者の方に対する取組みですが、現状、避難情報発表時に開設する避難所12施設につきましては、全て利用が可能な状況でございます。

さらに、車いすを利用される方が避難所で過ごしやすいよう、避難所で使用できます各種のベッド、ダンボールベッド、折り畳みベッド等の備蓄をしているところがございます。

○10番（久保正道） はい。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 目の不自由な方への対応はどのようにされる予定ですか。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。目の不自由な方につきまして、その方の対応のマニュアルといったようなことは設けてはございませんけれども、まず避難される方にはどなたかのご支援を受けながら避難されることとなろうかと思えます。支援していただいている方から状況をお聞きしたうえでの対応となるわけですが、避難所の開設にあたりましては町の職員を担当として張り付けているというようなこともございますので、その場におります職員において情報をしっかりと収集させてですね、対応が必要な物資等ございましたら、本部といたしますか、総務課のほうの備蓄品で対応、それから

支援等を行ってまいりたいと考えてございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 次の質問に移ります。防災士養成に対して自治センター単位で多くの方を認定していただくことが必要と考えます。自治センター単位で5～10名がおられれば防災意識の高揚を図られ効果が上がると思われれます。町の考えと具体的な取組みを伺います。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 7点目の「防災士養成に対する町の考えと具体的な取組」についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、防災士という特別な知識・技能を有する方が各地域におられれば各地区での防災意識の高揚が図れると認識しておるところでございます。

実際に、昨年度は小学校から専門知識を有する防災士への講師派遣依頼も受けておりまして、世羅町防災士会を通じて防災士の方に講師として出席をしていただいた事例もございます。

防災士の育成につきまして町の取組みでございますけれども、備後圏域等対象にですね、福山市が主催されます「福山防災大学～防災士養成講座～」というものがございまして、そちらに参加させていただく形で、町内の防災士を希望される方を推薦をいたしまして、受講を経て防災士の養成に取り組んでいるという状況でございます。現在におきましては概算ですが、60名超える方の防災士の登録をいただいているような状況でございます。

引続き地域防災力向上にもなりますので、この防災士の養成講座を活用することで、防災士養成を推進してまいりたいと考えてございます。

○10番（久保正道） 議長。

○議長（米重典子） 10番 久保正道議員。

○10番（久保正道） 防災士を受けるとするのは非常に費用もかかるわけです。

○議長（米重典子） 久保議員残念ですが、時間がきました。

○10 番（久保正道） 6 万円前後必要になると思いますが、このことをですね、

○議長（米重典子） 時間が切れました。

○10 番（久保正道） わかりました。このことを踏まえて財政支援、経済的な支援をして取組んでいただきたいと思います。

○議長（米重典子） 以上で 10 番 久保正道議員の一般質問を終わります。

▼【久保議員：「答弁は？今のに対して」

○議長（米重典子） できません。質問の途中で時間が切れました。そのことは申し上げました。

▼【久保議員：「今までもあったじゃないですか。1分足らずの答弁しとるじゃない。」

○議長（米重典子） 事前にもご注意は申し上げました。時間配分についてはご自身でお考えいただきたかったと思います。

▼【久保議員：「答弁はできる時間があるでしょう。」】

▼【「議事進行」の声あり】

○議長（米重典子） 次に 文化芸術活動について 6 番 田原賢司議員。

○6 番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6 番 田原賢司議員。

○6 番（田原賢司） 議長より発言の許可を得ましたので、通告にしたがい質問させていただきます。

項目1としまして、文化芸術活動について。文化や芸術は、作品を通して多様な価値観、多様な視点を与えてくれ、いろんな考え方があっても良いという寛容さも教えてくれます。心の癒しとなり、「辛かった時期にあの音楽があったから救われた」「あの作品を見て人生が変わった」という人も少なくないはずです。

作品が生み出す力、創造力と、その作品から受けとる私たちのイマジネーション、想像力。この2つの“ソウゾウ力”が交わることで、文化芸術はより深みを増し、私たちの心を、温かく和ましてくれる存在になっていくのだと思います。

多様な文化、芸術を楽しみ、刺激を受けられる環境を、社会全体で支え、守っていく必要があるのではないのでしょうか。

文化芸術には、人権や言語などの壁を越えて、すべての人びとの心と心を結ぶ絶大な力があると思います。美術にしろ、音楽にしろ、言葉が違ってても、その作品に接するときに、受ける印象に共通性を見いだせたり、楽譜を見て、演奏をするときに、アンサンブルとして、気持ちを一つに合わせられることは、文化芸術ならではのことであると思います。

より多くの方に、時や場所を選ばず、参加できる「オンライン発表会」や、ライブ配信などを活用し、世羅の発信はできないかと思います。

そこで1項目目として、地域おこし協力隊や世羅高校や圏域県内の大学などとの連携により、世羅発の文化発信ができないかお尋ねします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） ただいま文化芸術活動についてご質問いただきましたので、教育委員会より回答させていただきます。

地域起こし協力隊や世羅高校や圏域県内の大学などとの連携により、世羅発の文化発信ができないかについてお答えいたします。

文化芸術活動の発表といいますと、従来は発表者と鑑賞者が会場に集合して行うことが一般的でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大の中で、たとえば大学等で開催される学園祭では、ライブ配信や録画配信など形態はさまざまではありますが、特に若者を中心としてオンラインによる発表という手法も取入れられるようになっております。

文化芸術活動のオンラインによる発信を行うためには、演奏する人はもとより、全体の企画構成をする人、映像撮影や編集をする人、またWebサイトの構成や運営をする人など様々な分野を熟知した人が必要となります。地元高校や県内大学などの得意分野を合わせた連携を図ることができれば、議員ご提案の内容を実施することは可能とは考えます。教育委員会が所管しております文化芸術活動の振興という観点から、まずは「オンラインで文化芸術発信をしてみたい。」また、「オンライン発表会を実現するための協力がほしい。」といった声をお聞きする中で、今後研究をしてみたいと思っております。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） オンラインのところへ質問したのは、一つに文化発表とかの場が割と世羅では、せらにしタウンセンターへ寄っているかと思えます。交通手段をお持ちの方はですね、そこへ行くことは簡単だと思うんですが、タウンセンターのほうへ行ければいいんですが、こちらのせら文化センターのほうでなかなかそういった催しがないとかですね、なかなか介助者がいないといけないといった方がですね、たとえばタブレットとか、パソコンを通して、そういった芸術作品に触れることができないか。よりハードルのない状態を実現できるツールだと思いますので、その取組みについてお伺いしたいんですが。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えをいたします。以前にもたとえば文化協会が行われております発表会とか、そういったものを配信してはどうかというようなご意見もあったこともございます。いろいろと関係する法律ですとか、そういったものを考えましたときに、まず一番が著作権というものが非常に難しい部分が出てきております。ご自身が演奏されるとなりましたら、クリアできる部分はかなりハードルが低くなるんですけども、他の方のCDとか、そういったものに合わせて、たとえば踊られるとか、そういったものを配信していくということになりますと、さまざまな手続きがかかるということで、なかなか主催者のほうでそこを補っていくというのは厳しいものがあるのではないかなというように断念をしたような部分もございます。たとえば取材をされている中でそういった映像が映り込んでと流れていくということになれば、まだ救われる部分もあるんですけども、そういったところを誰が調整していくかということも今後の研究課題であるというふうに認識しているところでございます。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） そういったハードル、音楽に限らず絵画や彫刻等もある

かと思います。そういったハードルをですね、少しでも飛び越えられるような形で検討いただければと思います。それとこの質問の中で県内の大学という言葉を出したんですが、一つに国なんかは推奨されている地方大学地域産業創生交付金というような事業があるみたいですね。それと見たときにですね、県内の大学と連携することによって、こういう文化芸術の発表もそれなんです、デジタル化とか、そういったことに取り組むことによって学生と連携して、学生に世羅をよく知ってもらって、なかなか若手企業の方ですと、仕事が忙しくて余裕がないかと思います。ですが、学生のときにはある程度の時間が持てて、世羅をよく知ることができるかだと思います。そういったことで地域の文化を題材として地域づくりの視点で学生と何かできないかと提案するところなんです、域おこしの観点からいかがでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。ご質問をいただきましたなかでですね、大学等の連携というお話もございましたが、世羅町ではですね、私の手元にある資料では平成31年度からの地域戦略共同プロジェクトということで、各県内の市町と県立広島大学との戦略協働プロジェクト事業実施ということで数々のプロジェクトを行ってきているところでございます。こうしたプロジェクトを推進していくということ、議員からもご提案がございましたが、文化芸術に親しみ、また世羅町を知っていただくという観点から、こういったプロジェクトに、しっかり課題提案を行うことによって、こういったことが実現してくるのかなというふうに考えております。令和5年度におきましても現在は、9つのプロジェクト事業をこの広島県大と一緒に実施をしております。世羅町におきましても、これは企画課の提案でございますが、多文化共生のまちづくりの推進ということで実施をしております。昨日も申し上げましたが、地域おこし協力隊の観点からも、この企画課のほうへプロジェクトの提案等していただければ大学等との連携ということも進んでいくのではないかと考えているところでございます。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 県内大学、いろんな大学があります。芸術学科もありますし、情報処理、工学関係の学科たくさんあるかと思います。そういった学生たちと連携していただいて、また学生たちに第2の故郷と思われるような連携ができればと望むわけでございます。

続いて2番目の質問に入りたいと思います。世羅の歴史や収蔵物、民族伝承などのオンライン紹介などの取組みについてお伺いします。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） それでは2点目の「世羅の歴史や収蔵物、民俗伝承などのオンライン紹介などの取組みは」についてお答えをいたします。

町内には、指定文化財を始めとする数多くの有形・無形の文化財が点在していると同時に、教育委員会では大田庄歴史館や民俗資料館に展示されている資料を始めとする数多くの資料を収蔵しております。これらの資料を広く皆様に知っていただくことは、文化財の保護・啓発におきましてもとても大切なことと認識しております。

オンラインにより紹介をしていくためには、まずは映像素材を整える必要がございます。一方で、そのための必要機材等の環境整備や撮影・編集作業を行うスキルを持つ職員の確保が必要と考えております。そういったなかで現在、社会教育課では町内の文化財等を紹介し広く知っていただくとともに、大田庄歴史館等への来館に繋げていくことも視野に入れた番組の制作について、せらケーブルテレビとも協議を行っているところでございます。この番組制作が実現できましたら映像素材の確保ができますので、その映像素材を基にオンライン紹介に繋げていくことを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） このオンラインで充実すれば観光面においても一助になると思います。できるだけ早くの完成を祈るわけなんですけど、ただ現状見たときに、世羅の歴史で検索したらですね、世羅のホームページが一番に立ち上がってきます。それを見たときに非常に寂しいんですよ。紹介されているんで

すが、映像を流す必要はないにしても、せめて静止画でももう少し紹介ページがあればいいと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。以前、世羅町の文化財、広報せらで毎月文化財の紹介をさせていただいているんですけども、この紹介させていただいたものを利用して、世羅町の教育委員会のホームページで紹介を、それを活用して紹介をしていくということをしておりました。ホームページの更新が教育委員会独自のホームページという仕組みでなくなった時点からその作業を教育委員会のほうでできていないのが現状でございます。ご指摘のとおり非常に寂しい状態になっているというのは認識しておりますので、どのような形で、できるだけ、こういう言い方をしてはあれなんです、そこを編集していくための人材といいますか、そこのスキルを職員が身につけないといけないということもございますので、そういった部分も含めましてできるだけ早いうちに解消はしていきたいというふうには思っております。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） ちょっと観光面に絞って話を振ってしまうので申し訳ないんですが、来たいと思ったときに町の名前を調べますよね。そうしたときに、どれだけ検索ページの中で出てくるかということが非常に重要になってこようかと思えます。そこでこの町ってどんな歴史があるんだろうと調べられる方もいらっしゃると思えます。現状それで検索をかけたときに、非常に世羅町、寂しいんですよ。写真で花とかで見るとすごいですよね。グーグルでも画像がたくさん出てきて、そういう面ではすごいんですが、より世羅町の観光で厚みを増すといったときにそういった Web サイトを利用するアプローチの仕方もあるのではないかと思います。

もう一つ、この中で民俗伝承という言葉をあげました。なぜあげたかと言うと、ちょっと前まで民間の方が世羅町の民俗伝承をホームページにあげられておったかと思えます。今現状ですね、このサイトへアクセスできません。伝承サイト、非常におもしろいんですよ。各地域の民俗伝承をまとめてあげられて



おりました。大見地区のことやですね、地域地域の伝承をまとめて載せてくださっていたサイトがございます。そのサイトが見れないと。そういった民俗伝承についてもなかなか民間の中で継続していく点では難しい点があると思います。そういったところを担えるのは公の面かなと思いますので、この民族伝承については知っている人がいなくなれば立ち消えになってしまいます。たとえば盆踊りとか、昔の踊りなんかにしても、知っている人がいなくなれば、消えて無くなる。無形文化財といいましょうか、何らかの形で記録を残さないと消えてしまうものが多々あると思います。そういったものをですね、できれば収集していただいて、必ず動画にしなければいけないということはございませんのれ、何らかの形で残してそれを広く世羅町のレガシーとしてですね、広めていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） ありがとうございます。ご提案いただいている内容、とても大切なことだとは認識しております。今の現状でいきますと、教育委員会の社会教育課のほうで収集と保管に終始しているというような状況になっておるのは確かでございますので、一部につきましては国の助成金等々使いまして、催事についての映像化ということで、そういった記録保存ということはしておるんですが、それを記録保存はしておりますが、発信ができていないというのが現状でございますので、おっしゃいますように、発信の部分をどのように上手にしていくかというところを、今後の課題であるというふうには認識しております。大変大切なことであるということは認識しておりますので、できるだけご期待に沿えるように対応していけたらと考えております。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） そういったことですね、たまたま夏祭りのときに地域の方からそういったご提言を私のほうでいただきました。そのなかでWeb検索するなかで、総務省のページが文科省のページにつきまして、こういった事業があるよといったことが載っていたことから今回、一般質問のほうらせてもらっておりますので、是非、今後ですね、そういった財源対策も含めご検討いた

できればと思います。以上で1点目の質問は終わります。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） ただいま田原議員から貴重なご提案をいただきました。このままでは薄れいくというか、消えてしまっていく。ただ所管の、今回については教育委員会にご提案いただきましたけども、アーカイブ化というような定義もございます。そういうデータをですね、写真、動画、または実物を保管するということも含めまして、人材育成を入れながら取組んでまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（米重典子） 皆さんにお諮りしたいと思いますが、ここで少し切りがよろしいので、昼休憩としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[ 「異議なし」の声 ]

それではここで昼休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休 憩 1 1 時 4 5 分

再 開 1 3 時 0 0 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 土地の管理問題について 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） はい。

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 6番。2問目の質問に入らせていただきます。

耕作放棄により荒廃し、農作物の栽培が客観的に不可能とした土地、いわゆる荒廃農地が増加すると、景観の悪化を招き野生動物の住処となるなど、周囲の農作物への被害にも影響します。

農地中間管理機構を通じて、認定農業者等の担い手に貸し付けるなどで、農地の有効活用や遊休農地化防止等を図られたり、中山間地域等直接支払制度や、地域の共同活用により、水路・農道等を保全管理する多面的機能支払交付金制度を活用し、各地域で耕作放棄地の発生防止に向けた取組みの支援がありますが、耕作放棄地は徐々に増えております。また、人口減少に伴い適切な管

理がなされない土地も増えております。そのなかで耕作放棄地の中で、ほ場整備地の面積はいかがでしょうか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 田原賢司議員の土地の管理問題についてのご質問にお答えをさせていただきます。

耕作放棄地の中で、ほ場整備地の面積についてのご質問をいただいておりますところでございます。

ほ場整備地におきまして、耕作放棄をされている箇所調査は行っていないため、具体的な面積については把握をしてないところでございます。しかしながら、実態といたしましては、せっかくほ場整備をされた農地においても、耕作放棄地となってしまう農地は存在するものと認識しております。町内にも草が繁茂しているような状況見受けられますけれども、どなたかが作っていただければというような思いのもとにですね、私もいろいろ通勤途中に見受けるなかにですね、やはり地域一体となった取組みが必要なのかなというふうに感じているところでございます。

議員おっしゃいますように、担い手の高齢化、後継者不足が今後も課題となる中で、地域での今後の農地利用の意向を踏まえたうえで、引き続き、農地中間管理機構を通じました担い手への農地の集積や、新規就農者の農地ニーズの把握等、優良な農地の利用を促し、耕作放棄地化を防いでまいる所存でございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 私も職員時代ほ場整備の担当をしておりまして、当時はできるだけ未整備農地を解消していこうと、農地総合整備計画の中で推進していった立場ではございます。そうしたなかで農業集落法人等を立ち上げていって、町内津々浦々集落農業法事が立ち上がって、その法人のほうへ農地が集積してきたものかと思っております。ただ反面、そのなかで個人経営体、兼業農家等でやられていた小規模、零細な農家の方々は引退と共に離農していくといった面が出てきたことかと思っております。そうしたなかではほ場整備田、それを預か

る側の集落法人のほうなんです、こちらのほうも高齢化が進んでいると。集落法人のほうでメリットというと大型機械を導入して、面的な管理は機械でできる面があります。ただし日常の水の管理や、畦畔管理等がかなり重荷になっております。そのなかです、集落法人がどの程度農地を集積して、昨年から集落法人訪問されてです、話を聞かれていますかと思うんですが、そのなかでこういった農地に関する話題、どのようなことが出ているかというのを教えてください。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えいたします。集落法人等の集積率、集積面積というご質問かと思いますが、今手持ちで持っています資料ですと、認定農業者、大型農家も含む面積ということでご回答させていただければと思いますが、1,518ha余りが担い手と言われます認定農業者、また集落法人が集積をしている面積ということでございます。町全体から言いますと、約47%を認定農業者、集落法人等の担い手が集積をされて営農をされている状況ということでございます。

集落法人の法人訪問等での意見ということでございますが、議員言われましたように、畦畔管理、草刈の管理が徐々に重荷になっているというお話をお聞きしております。やはり高齢化によりまして構成員の方の年齢が上がってくるにつれて、作業に従事される方も減少してこられているところで、特に課題となっているのは畦畔管理の部分での課題ということをお聞きしているような状況でございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 畦畔管理が重荷になる。これは中山間地であればあるほどだと思います。標高差がある地域ほどです、畦畔の高さも高いですし、面積も広いものがございます。特に昨今の酷暑の中でです、畦畔管理がかなり重荷になつとります。

その点です、同じ草の問題ということで2点目のほうへ移らせていただきます。

荒廃農地で迷惑されている周辺住民の方への対応は。住居区域に近い農地や土地について、適切な管理がなされず草木・害獣の問題がございます。放置されて周囲に悪影響を及ぼす事態への対応は。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 2点目の「荒廃農地で迷惑されている周辺住民の方への対応は」について、お答えします。

農地法においてですね、「農地について所有者または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない」とされており、まずは、土地所有者と隣接所有者や関係者においてご対応いただくこととなりますが、遊休農地の発生防止・解消等を目的に、農業委員会において、町内の全ての農地を対象に、年一回の利用状況調査が行われております。

さらに、遊休農地の所有者に対しては、その農地の意向についての調査が行われます。調査後も自ら耕作を行わない、調査に対して意思表示がみられないなど、遊休農地を放置している場合は、固定資産税の課税が強化されるという仕組みになっております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） そのなかでですね、過去緑資源公団や同対事業でやったほ場整備地区の話しなんですけど、4条で農地を所有して、町外の方が所有されているんですけど、すぐ草をはやしてですね、実際耕作される形跡がないと。地元の農業委員さん等もかなり指導に入ってくださいるわけなんですけど、農業機械を持ったようでもないし、指導すれば、草刈り機1台持って2、3人で刈るという状態が延々と続いておるようなんですけど、そういった方ですよ、事前に農業機械の所有状況とか調べられなかったのかどうか、そういう点はいかがでしょう。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えをいたします。農地の貸し借りの際に

は、農業委員会の事務局のほうで農業機械の保有である、なしの確認はさせていただきます。また、ただ機械がなくても作業の受託というのは可能ということもありますので、必ずしも農機具がないと農地を持たないという、耕作できないということにはならないという状況が実際はあります。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 放っておいて、草木が茂って、自然に林地化して、10年か15年放っておけばほぼ林地化しますので、自然とそうにならないことを祈るばかりです。

続いて、3点目のほうへ移らさせていただきます。担い手不足は、やはり高齢化と人口減少によるものが大きいと考えます。これは全国的な要因であり、さらに営農経費の上昇など農業を継続していくためには、重要な要素である再生産可能な農業所得の確保と、地域農業の担い手となる人材の確保・育成や、人が増えない中でのより一層の省力化が喫緊の課題であると認識します。

農用地等の区域について、農業上の利用が困難である農地について、例えば小字単位とか計画的な転換を図る土地として区域設定をすべきではないでしょうか。

○産業振興課長（垣内賢司）議長。

○議長（米重典子）産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司）3点目の「農用地等の区域について、農業上の利用が困難である農地について、たとえば小字単位とか計画的な転換を図る土地として区域設定をすべきではないか」についてお答えします。

農業経営基盤強化促進法等が今年度改正され、人・農地プランが法定化されたことにより、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を令和5、6年の2か年で定めることとなりました。この地域計画策定の過程において、農業上の利用が困難である農地の扱いも含めて、今後の地域の農地利用計画を検討してまいりたいというふうに考えております。

○6番（田原賢司）（挙手）

○議長（米重典子）6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司）地域での話し合い、これはどういった方が当事者となら

れるのでしょうか。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 地域での話し合いの当事者についてですが、農業を営んでおられる方が対象ということになります。現在考えていますのは既存の人・農地プランというものを策定しております。これは集落法人、認定農業者の方を中心にプランを策定しておりますが、現在のプランをたたき台として営農に従事されている方等の意向を確認しながら新たな地域計画というものを策定をしていきたいというふうに考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） そのなかで農業上、利用が困難な農地の扱い、これについては具体的にどのような方法でやっていくのかというところを教えてください。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） その地域での話し合いの中で、10年後、20年度営農が困難であろうという土地については、たとえば今後の農振の見直しの際に見直しをかけるとか、そういったものにですね、この地域計画の中での話し合いを反映させていければというふうに思っています。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） そのなかでは場整備農地が地域で話し合って対象となった場合ですよね、たとえば当大見地区で言いますと山際までは場整備しております。但し山際についてはため池等ございません。ほとんど天水頼みです。そのなかでなかなか営農を継続していくというのは、次の質問へもあるんですが、なかなか水とるにしても難しいものがあります。そういう農地を今後どう考えていくかというところを教えてください。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 大変難しい質問なんですけれども、ほ場整備をされた農地については、なかなか農振等から外していくとかということも町としてはなかなか考えにくいところかなというふうに思っています。地域計画の中等での話し合いの結果もありますけれども、中間管理機構等利用して担い手の方、その集落法人には限らず、個人の農家の方、新規就農者の方、そういった方へ農地が利用していただけるような取組みをしていく必要があるというふうに考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 地域地域の話し合いの中で、国道沿いとか、県道沿い、一般的に普通の人が行くところと言うと問題はなかろうと思います。ただほ場整備した中では山に囲まれた中をほ場整備しております。当時の経済状況の中で条件整備を整えていくという中で整備していったんですが、家族経営でやっていたときには良かったんですが、集落法人等経営体となると、経営体の存続、持続可能な経営体でなければいけないといった問題もあります。その点1市町でどうこうというところではないんですが、こういった問題があるというのを事あるごとに発信していただければと思います。

時間の関係もありますので、4点目のほうへ移らせていただきます。「農業振興地域内の農用地」、いわゆる優良農地での太陽光発電設備設置のための農振除外は原則認めていないが、連担していない山間地域の営農が不採算な小区画（四方を山に囲まれ、面積が5畝～1反未満の区画が2～3枚合計3反未満）のほ場整備農地への太陽光設置は、何故、認められないのか。国の指針に基づくと、自然に山に戻すべきなのかと感じる面がございます。

太陽光発電について、国では平成30年に積立てを義務化し、積立ての水準や時期については事業者任せられているため、廃棄等費用の確実な積立てを担保するための外部積立て制度など不法投棄防止のための対策を進められているところでもあります。地域ごとに応じた有効な施策も農地について検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。



○産業振興課長（垣内賢司） 4点目の「営農が不採算な小区画のほ場整備農地への太陽光発電設備設置は、何故、認められないのか。地域ごとに応じた有効な施策の検討」についてお答えします。

農地法における農地転用許可基準では、第1種農地においては、原則許可できないこととなっております。これは土地改良事業等で、農業公共投資がされている農地は第1種農地となり、ほ場整備農地についてもその対象となります。よって、面積に関係なく、太陽光発電設備への転用は原則許可できないこととなっております。

ほ場整備地については、引き続き農地として管理されるよう、農地中間管理機構を通じた農地利用等を進めていく必要があるというふうに考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） ほ場整備の農地ですのでここでの回答はキャッチボールばかりになると思いますので次の質問に移ります。

住居区域へ隣接した農地へ設置された太陽光発電システムの管理について、景観、環境保全の観点から条例などの基準を策定すべきではないでしょうか。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 5点目の「住民区域へ隣接した農地へ設置された太陽光発電システムの管理について、景観、環境保全の観点から条例などの基準を策定すべきではないか」についてお答えします。

景観、環境保全に係る一定の基準については、農地に限らず、まちづくり全体を通じたものである必要があります。他地域の事例も参考にしながら、世羅町にあった適正な基準がどのようなものか、法的な制約も含め、全庁的に検討していくことが必要であると考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 4点目はどちらかには山間部の方からご質問がございました。この5点目は今度は町中の方から質問がございました。町中のほうで言

いますと、転用される前は耕作される方が、農業者の方が地先の農道や隣接する町道法面等の草刈りをきれいにされておりました。それが所有者の方がお亡くなりになられ、相続された方がより（聞き取れない）太陽光パネルを設置されたということでございます。そうしたなかで、それまで地先であった農道は管理していただければいいんですが、太陽光設置の方がですね、そこが草だらけになると。当然それに隣接して水路等も投げ出しのような状態でなかなか事業者のほうへ管理しに来ないと。来ても発電所内の敷地だけを刈って帰ってくるような状況があるといった問題があります。町のほうへですね、どのように言って行けばいいのかと。こういった問題。どこへ相談すればいいのかといった問題があります。ちょっと農地転用も凶られてますので、総務課のほうへ言えばいいのかどうかとか、そこら辺の窓口の問題もありますし、何らかのこういった未然防止が図れないかというご相談がありました。これについて教えていただければと思います。

○町民課長（道添 毅） はい、議長。

○議長（米重典子） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 本町におきましては、世羅町生活環境保全等に関する条例というのを制定をしております。そのなかでこれは太陽光施設に限らず、事業者が事業活動を行うにあたって、良好な環境の侵害の防止について最大の努力をする等々の定めがある。そしてまた町の責務として、良好な環境の侵害に関する苦情等が発生したときは、他の行政機関と協力して適切な処理をするように努めること、こういったことの規定がございます。どちらへ相談するかというようなご質問でございますけれども、まず環境の侵害に関する、そうしたことでお困りの場合は、町民課のほうへご連絡いただきたいと思います。その中で関係部署、関係機関と連携をとって可能な対応を図っていく。事業者の対応を求めていく、そういったことを行ってまいっておる、そういう状況でございます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 是非そういったことPRしていただければありがたいと思います。

それでは6番目、一定規模の農地を取得されたが耕作もされず、林地化しようとしている農地の把握は。耕作放棄地等これ以上、増やさないための、今後の取組みについて教えてください。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 6点目の「一定規模の農地を取得されたが耕作もされず、林地化しようとしている農地の把握は。耕作放棄地をこれ以上、増やさないための、今後の取組みは」についてお答えをいたします。

農地を耕作目的で売買や貸し借りする場合は、農業委員会へ申請し許可が必要となり、加えて、林地化する場合は、転用許可の申請が必要となります。

許可後の農地の把握については、先ほどの答弁でも触れましたように、農業委員会での利用状況調査の結果、遊休農地の所有者に対して意向調査を行い、状況に応じて、固定資産税の課税が強化をされます。

こうした法的な対応はございますが、町としましては、地域計画の策定を通じて、地域の話し合いにより、中長期的な農地利用の計画を立てることで、遊休農地の発生が防げるものと考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 7点目のほうへ。耕作放棄地対策として、ニューファーマー事業などにより新規就農者の確保に努められておりますが、農業を始めるとなれば農業用機械や資材なども準備しなければなりません。また、作付け体系を転換される場合、相当な初期費用がかかります。補助金は、新たなチャレンジへの応援として、補助を集中すべきだと思いますが。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 7点目の「耕作放棄地対策として、新規就農者の新たなチャレンジへ補助を集中すべき」についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、新たに営農を開始する際には、品目にもよりますが、相当の初期費用が掛かってまいります。

昨年度、国が新たに設けた「新規就農者育成総合対策」では、新たに経営を

開始する新規就農者に対して、機械設備等の導入に対して補助率 75%、最大 1,000 万円の支援が行われます。町としましては、まずは当該制度を最大限活用できるよう、引き続き、就農相談時から関係機関と連携し、就農支援を行ってまいります。

また、作付け体系の転換については、町の振興作物栽培に係る機械設備等の導入に対して世羅町農林業振興対策事業補助金にて支援を行っているところでございます。

○ 6 番（田原賢司） （挙手）

○ 議長（米重典子） 6 番 田原賢司議員。

○ 6 番（田原賢司） 続いて 8 点目のほうへ移ります。畑作転換、水源（ボーリング）などの高率な補助はいかがでしょうか。

○ 産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○ 議長（米重典子） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣内賢司） 8 点目の「畑作転換、水源（ボーリング）などの高率な補助は」についてお答えをいたします。

まず、畑作転換についてでございますが、品目は町の振興作物を対象としておりますが、世羅町農林業振興対策事業補助金において、キャベツ、アスパラガス及び白ねぎ用農業機械の導入や、ビニールハウス設置、かん水施設整備に対して、また、ぶどう植栽においては、苗木購入を含む栽培施設整備に対して、いずれも補助率上限 50%以内において支援を行っております。さらに、ほ場排水事業として、補助率 20%以内での支援も行っておるところでございます。

加えて、国の畑地化促進事業において、畑作転換を図る農業者に対して、世羅郡農業再生協議会を通じて、一定の交付金が交付されます。

なお、ボーリング等の水源確保に係る町の補助事業はございませんので、水源確保のみではなく、ある程度まとまった農地の一体的な整備において、国等の事業活用を検討していくこととなります。

○ 6 番（田原賢司） （挙手）

○ 議長（米重典子） 6 番 田原賢司議員。

○ 6 番（田原賢司） このボーリング事業なんですが、山間部、先ほど申した

ところで言いますと、水源確保に苦勞しております。そうしたなかで以前町でぶどう振興の事業を立ち上げられたときに当地区においては、そういった水源確保、当時の課長さんや、係長さんのご尽力によりそういった事業を立ち上げていただき、ボーリングによりぶどうの水源確保が図られてまいりました。それに伴って、新たにぶどうという作物が定着していきました。新たにどうしても畑作で言いますと、そういったきれいな水をできるだけ確保しようとするところといった設備が必要となります。そういったところへできるだけ手が届くような補助メニューを作っていたらですね、山間部のある程度5反から1町くらいのところでもですね、区画についても生き残っていく術があるのではなかろうかと思えます。なかなか大区画の面積を谷合の地域でやるというのはいくらほ場整備しても不可能な面があります。そうすると水稲、麦、大豆に代わるものへ転換していかなければならない。そうしたときにこういったものが重要になってまいります。そこをですね、できるだけ行政としてバックアップしていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 議員おっしゃられますように、山間部での畑作ということになれば、まずもって水というものが大切になってくるということは認識しております。議員のご意見いただきましたものを受け止めさせていただきます。今後の施策等に活かしていきたいと思えます。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） それでは最後、9点目、農地の管理については、大型機械でいかようにもできるのですが、山間地域では、それに付随する農道、水路の法面の管理や、ため池や井堰の水源までが何百メートルもある水路の維持管理作業などの負担が大きいことがあります。

農道や水路は、住居と隣接しているため、管理が疎かにできないなど遠隔地に拠点をおく農業者では管理が行き届かないために、なかなかまかせられない、預けたがらないという側面もあります。

耕作地の標高差が200mを超えるような中山間地域では、できるだけ水利と

一体となった団地での就農が可能となるような調整が必要ではないでしょうか。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 9点目の「中山間地では、水利と一体となった団地での就農が可能となるよう調整を」についてお答えをいたします。

現在、農道や水路等については、中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払交付金を活用いただきながら、地域において維持管理を行っていただいているのが現状でございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、地域営農の担い手が高齢化、人手不足となる中で、維持管理作業の負担は大きく、今後の農地維持の喫緊の課題であると認識しております。できるだけ、水利一体となった管理が可能となるよう、まとまった農地への就農を進められるよう、法人訪問や地域計画策定作業において、地域での今後の意向を聞き取りながら、新規就農者とのマッチングを図ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（田原賢司） （挙手）

○議長（米重典子） 6番 田原賢司議員。

○6番（田原賢司） 今後の農地の問題、またこういった維持管理に伴ってですね、今の地域計画の中でですね、これがどのように地域地域で位置づけていて、またそれがこの地域計画の中で位置づけたことがどういった縛りがあったりとかですね、将来的にどういった方向に向かわせていくとか、その点について、今、世羅町産業振興課が思うモデルというのを教えていただければと思います。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 地域計画における縛りというものの特にはないというふうに思っております。地域での話し合いを基に、5年後10年後の地域の農地のあり方についての計画を作るというものでありますので、それに沿っていないといけないということはないというふうに思います。産業振興課としてはですね、実態に合った計画を作りたいと考えておりますので、地域での担い手の方を中心として、農家の方での話し合いを尊重してですね、5年

後 10 年後の計画を作っていければと考えております。

○ 6 番（田原賢司） （挙手）

○ 議長（米重典子） 6 番 田原賢司議員。

○ 6 番（田原賢司） 1 点目から 9 点目までいったが、ほ場整備地だからと言って、必ず残さなければいけないとは思いますが、現実なかなか残すことは不可能に近い状態になっております。これは新たに人が入ったからといってなかなかバックアップがないなかで現状、独力だけでやるというのは不可能だと思います。これはどうしてもそれぞれ地域、地域で地形も違うことですし、持っている状況が違う点がございまして。そこをですね、一律に国が述べるのではなくて、そこを弾力的に運用できるように、国と県やそういった情報を発信しながらですね、弾力運用ができるように今後農林助成を進めていっていただければと思います。これで私の質問は終わります。

○ 産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○ 議長（米重典子） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（垣内賢司） 先ほどいただいたご意見についてですね、町としましても同じようなことは思っております。県また国等とですね、そういう話ができる機会等ありましたらですね、町としての現状実情を伝えていくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○ 議長（米重典子） 以上で 6 番 田原賢司議員の一般質問を終わります。

次に

○ 1 番（高橋公時） 議長。

○ 議長（米重典子） 1 番 高橋公時議員。

○ 1 番（高橋公時） 発言の許可をいただきましたので通告に基づきまして質問いたします。

項目 1 中学生海外研修の成果と課題は。

2 日間に渡る一般質問も、私が最後でございまして。1 期目は序盤というものが多かったんですけど、2 期目になりまして終盤、ラスト登壇というものがすごく多く感じてきているところであります。今しばらくのお付き合いどうぞよろしくお願いいたします。

9月定例会は、令和4年度の決算審査が行われます。毎年、決算審査において監査委員の意見書が提出され、昨年指摘した事項や、議会からの附帯意見など、奥田町長はしっかりと胸に刻み、決算書の提出に臨まれていると考えております。皆様の税金が公平公正に使われているのか、また予算通りに執行できているのか。令和4年度は、引き続きコロナ禍で中止となった事業もあると考えます。慎重審議をし決算審査に臨みたいと思います。

さて、今回の定例会での一般質問では、昨日の町長の挨拶のときにも触れられました中学生海外研修、私自身も10年前に4年間、この中学生海外研修に携わらせていただきました。当時は議員では勿論ありません。旅行会社の社員として、担当者として現地ハワイのほうにも3度添乗で行かせていただいております。

この事業の開始5年目に、初めて姉妹校提携の際に、その際にも私、添乗員として同席をさせていただき、現在、飾ってあるかどうかわかりませんが教育長室にある調印の写真、実はこれ、私が撮ったものでございます。そうした思い入れもあるこの中学生海外研修について1項目4問お伺いいたします。

本論に入ります。新型コロナウイルス感染拡大に伴い毎年、事業中止が続く教育費、中学校費に計上される世羅町中学生海外研修補助金、本年5月に感染法上の位置付けが2類から5類への移行に伴い、いよいよ本年度8月18日、先月でございますが、4年ぶりに開催されたと。平成24年11年前に始まったこの海外研修は、未来を担う中学生が町議会の模擬体験、子ども議会、まさに今、私がここで登壇して発言しておりますけれども、当時の子ども議会において執行者へ、こうやってグローバル化に対応するための教育の場を設けてほしいと1人の中学生がこの場で当時の執行者に訴えたわけです。その提言から実現した事業だと伺っております。その生徒自身がすぐ事業が始まるわけではないので、その生徒自身行くことはでき来なかったと伺っております。これからの中学生に、そして後輩にとの思いであったようです。

今回、実際この海外研修（ハワイ・オアフ島）に団長として同行された早間教育長、この事業に対してどのような感想を持たれたのか。また成果と今後の課題・展望についてもお伺いしたいと思います。

1問目としてこの研修の目的とは。



○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） ただいま高橋議員から海外研修についてご質問いただきました。先ほど言われましたように私、初めて団長として引率してまいりましたので、その経験、感想を踏まえてお答えをさせていただきます。

まず「この研修の目的とは」について、お答えいたします。

本研修の目的は、これからの時代を担う中学生が、姉妹校との交流等を通じて、日本国と米国の歴史・文化の相互理解を深めるとともに、語学力を高め、グローバルな社会性や豊かなコミュニケーション力を向上させることを通して、これからの国際社会をたくましく生き抜く人材を育成することです。

今申しあげましたこの目的が実際にはどのような形で表れていたかという点で私自身、団長として引率させていただいての感想でございますけども、第一に、英語を使ったコミュニケーションを取ることの大切さでございます。いわゆるグローバル社会の中では、異なる文化や価値観を持つ相手と交流や交渉をすることが必要とされます。ですが、英語でコミュニケーションできる力は、大きなアドバンテージとなります。それに関わりまして、今回の海外研修では、「英語で会話せざるを得ない」という場面がほとんどでございましたが故に、参加生徒は、言葉に加えて表情やジェスチャーなどを駆使いたしまして、体全体で意思疎通しておりました。私から見ましてもそれが日に日に慣れていくことで、生徒達は小さな自信も付けたようでございます。

もう一点は、日本とは異なる文化、環境、ものの考え方や価値観を受け入れられる素地を身に付けたことでございます。日本、特に世羅町の中で生活しておりますと「異文化を受け入れる」という場面はあまり見受けられません。今回の海外研修で訪問した場所の一つ、ニウ・バレー・ミドルスクールでは、異なるルーツを持った生徒が混在しておりました。文化も価値観も異なる中でも、意見を出し、共感し合うことが当たり前という実態がございました。生徒にとって、自分自身も異文化を持って学校訪問した当事者であり、そんな自分をも温かく受け入れてもらったという経験から、そのような影響を受けたと感じております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁に歴史文化の相互理解とは、日本とハワイと言いますか、日本とアメリカの歴史、これは現地行かれたと思いますけれども、日本文化センター、勿論県人会、イオラニ宮殿や戦艦ミズーリ、こういった見学もしたと思います。実際に体験し、もう1点は、日本とは異なる文化・環境、ものの考え方や価値観を「英語」を通じて意思疎通をしてコミュニケーション力の向上を図ると。これは昨今日本語においても生徒同士、児童同士、こういったコミュニケーション能力の低下というのは言われてきておると思いますけれども、これをさらに一ランク上げて、英語でのコミュニケーションというのは非常に難しいと思います。これはね、現地でのホームステイやニウ校でのプレゼンテーション、先ほど言われてましたけれども、こうしたことで生徒の皆さんは体験することができると。さらに観光と言うのではないですけども、ダイヤモンドヘッド登山、こういったことやUH、これはハワイ大学の教育プログラム、また交流プログラム、盛り沢山の海外研修の内容であったと思います。先月ですから、教育長もまだ記憶は新しいかと思えます。今回、飛行機が初めての生徒、こういったのも勿論国内線問わず国際線も初めて、海外が初めてと言われる生徒もあると思います。出入国、こうしたのも勿論海外が初めてであれば、体験する生徒さんたちも初めてだと思えます。もう一つ19時間という時差、これは教育長も体験されて18日に出発してハワイに着きました。またその日の朝に戻るといふ、こういう時差であります。逆は今度1日損するような感じになりますが、行く日はまさに18日に出たら、18日の朝に着くといふ、こういった時差の体験、これも私は生徒たちの目的と言いますか、体験するということでは、十分目的の一つであると捉えますがけれども、教育長、こういった点はどのようにおかんがえか。

それと勿論、ご存知だとは思いますがけれども、現地でのスケジュール、今回行かれたスケジュール、これも実際当時旅行会社、業者の提案ではございません。これは当時の教育委員会独自の提案でございます。オリジナルです。教育委員会のオリジナルです。どこも持ってません、これは。それにより各事業者が手配をし、実施に至った事業であります。こうした事も踏まえて、再度、こ

の海外の目的、これをお伺いいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、高橋議員言われたこととお答えいたします。まず大きい情報で申し上げますと、最後に言われた全体のプログラムと言いますか、スケジュール、私、実際に行ってみまして、非常によく考えられたプログラムだと実感いたしました。大きく分けて5つございました。1つ目はホームステイ2日間。ホノルル広島県人会の方々との交流。皆さんご高齢の方が多かったんですが、非常に温かく熱心に教えてくださり、交流をしました。3つ目がニウ・バレー・ミドルスクール、それからABCプログラムという名前が付いておりましたけれども、ハワイ大学の学生に3人ずつのグループで市内、またハワイ大学の中を案内してもらってホテルまで帰ってくると。その間英語漬けになる。バスにも乗るというプログラム。そして先ほど戦艦ミズーリの話をされましたけれども、市内にあるいろいろな見学というか、学習ですね。そういうプログラム、非常によく練られておりました。というのがまずホームステイ先で海外に行くというスイッチを中学生は入れました。ただそこで非常に温かくスイッチを入れていただきました。というのが現地のコーディネーターの方に聞いたんですけれども、ホームステイ先が場合によっては親切とは言えない場合もあるんだと。たとえば、リンゴをポンと置いてはい、これが夕食ねという冷たい感じで、でもこれが当たり前だからというような家庭もときにはあるんだけれども、今回はそのようなことはない。これは今まで世羅町とそちらのコーディネーター会社との関係もあると。ずっと信頼をしているというような言葉もいただきました。それらのすぐれたプログラムによって生徒にとってほんとに初めての経験をしたというのは、肌で感じると非常に大きかったと思います。高橋議員言われましたように、時差の問題もありましたけれども、生徒はそれについては、あまり興奮したこともあって、しんどいとは言っておりませんでしたけれども、それよりも初めての経験、そして英語をしゃべる中でも意思疎通ができていく経験、喜んでおりました。最初に言われた異なる価値観という中で、最も典型的だったのは、ニウ・バレー・ミドルスクールにおいて理科の授業を体験したことでございます。理科の授業で、それぞれ一人ず

つが各グループに入れられました。そこで自分以外の4人は現地の子ども。すべて英語で一人、一人が意見を言って実験方法を決めるという授業でございました。黙っていても自分の意見は通りません。どの子どもが思い思いにああじゃないか、こうじゃないかという意見を言い合う中で世羅町の中学生も片言ではありますけれども、このようにしたほうがいいんじゃないかということで、それが受け入れられたときの笑顔、私見ましたけれども、非常に喜んでおりました。このように自分の意見を片言の英語でも言ったとき、受け入れたもらった喜び、こういうような経験をそのたびにしておりましたのが非常に印象的でございます。その他、ここで言えないくらいの大変貴重な経験をさせていただいたと思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 今のお話を聞かせていただきまして、教育長もかなり現地でたくさんの体験をされたんだなど。引き続きいろいろとお伺いさせていただきたいと思っております。

2問目に入ります。この事業の求める成果についてお尋ねいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 2問目、「この事業の求める成果は」について、お答えいたします。先ほどの答弁と一部重なりますけれども、本事業に参加することを通して、海外文化に対する理解を深めること。そして英語におけるコミュニケーション能力を向上させることに加えまして、将来的には、社会的な洞察力を身に付け、リーダーシップを発揮できるようになることを期待しております。

今回、参加しました生徒達が実際に何を感じ、将来に向けた糧となり得るものは何かについて、引率しました私の所感を申し述べさせていただきます。先ほど申し述べました「英語を使ったコミュニケーション能力の向上」、そして「海外文化に対する理解」は、初期の段階ではありますけれども、明確な成果があったと感じております。

もう1点、特筆すべきことは、「人と人のつながりの大切さ」を実感したこ

とでございます。現地では、まずホームステイを2泊してホストファミリーと関わりました。次にホノルル広島県人会の方との交流で熱烈な歓迎を受けまして、その後も、世羅町の姉妹校であるニウ・バレー・ミドルスクールでの学習を経験いたしました。これらに共通することは、ハワイを訪れた世羅町の生徒に対して、できる限りの親密さでもてなしてくださったことでございます。それは、単なる「語学研修」や「日米の歴史学習」という枠にとどまらず、言葉も文化も価値観も異なる相手を受け入れ、共感し、交流したいという情熱によるものと感じました。これに接した生徒自身が、「自分も人に対して、このように対応したい」というあこがれのような感情を抱いたと感じております。

これらの学びによりまして、今後、生徒が主体的に、かつ、状況に対して適切に対応し、成長していくことが期待されます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） おっしゃるとおり、海外文化に対する理解を深め、英語におけるコミュニケーション能力の向上はもとより、将来的には社会的な洞察力を身に付け、リーダーシップを発揮できるようになることを期待していると、このように教育長述べられました。これはまさにこれまで私が携わってきた時も、この海外研修に参加された生徒はこの経験が人生の糧となり、11月に開催される輝く世羅の学習文化発表会において各中学校でのリーダー役と言いますか、そういうところに抜擢をされたり、リーダー的な力を発揮されておりました。先ほどご答弁の中にもありました、広島県人会やニウ校での熱烈な歓迎と申されましたけども、どの様な歓迎を受けたかちょっと詳しくお伺いいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） どのような歓迎を受けましたかというご質問いただきました。まずホノルル広島県人会、先ほど少し申し上げましたけれども、ほとんどの方は、私よりも先輩の方が多くございました。そして、その方が15人程度いらっしゃいました。1人の生徒に対して2人または3人、場合によっては1人ずつなんですけれども、丁寧に丁寧に話を聞いてくださいます。本町

の生徒に対して英語で話しかけ、それを答えた答えを聞く、また話す、聞くということで、だんだんと広島県人会ということを含めたいろんな情報もいただいております。その後ですね、会長様からクイズをいただきまして、日本の昔のクイズというような生徒がよく知らなかったことも含めて、私たちは知っているんだけど、広島に関係ある日本はこんなことがあったんだけど知ってますか。次の1、2、3の中でどれだったでしょうかというような、クイズ大会の中で、生徒がそういう広島県ゆかりのあることはこういうことがあったんだなということを認識していきました。食事をしたり、お土産をいただいたりして、最後はホテルまで車でお送りいただいたんですけども、本当に生徒たちの目を見て、温かくそして話を傾聴するということが非常に印象に残りました。

同じようなことがニウ・バレー・ミドルスクールでもあったんですけども、ニウ・バレー・ミドルスクール、先ほど申し上げた授業のことだけではなくて、学校のTシャツも1人1枚いただきました。同じ黒のTシャツで仲間意識を持って活動できるようにと。3日目の朝、ダイヤモンドヘッドに登りましたが、そこにもニウ・バレー・ミドルスクールの生徒は来てくれまして、一緒に登って、お互い写真を撮ってですね、にっこりというようなこともありまして、本当にこの3日間にわたって温かく話を聞いてくれて、笑顔で交流できたと、そういう経験をすることができました。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） こうした経験が今後、人に対する対応に繋がってくる、このように考えます。この質問の最後の答弁に生徒が主体的にかつ状況に対して適切に対応し成長していくとおっしゃっておられました。先の答弁でも身体全体で意思疎通を図ろうとしていた。このようにも教育長おっしゃられましたけれども、この海外研修において多分、一番現地に同行された平尾課長の前の、脇田課長のもう一つ前の吉田課長が5回くらい行かれているのではないかと思いますけれども、ちょうど私もそのときが、旅行会社のとき担当でありまして、彼は英語の教諭でしたので、英語がペラペラでございました。常に英語で positive attitude (ポジティブアティテュード)、これは前向きな姿勢で、積極

的にという意味ですけれども、これを合言葉のように常に生徒に positive attitude (ポジティブアティテュード)、これをおっしゃっておられました。多分これまでの行かれる前の事前学習においても、この言葉が出てきたかなと思うんですけれども、実際にこの言葉は知ってらっしゃいますか。さらに今回、実際に生徒は現地において積極的に、前向きに実践できていたとお考えか教育長にお尋ねいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） まず positive attitude (ポジティブアティテュード)、この言葉そのものは申し訳ないんですけれども、事前学習の中で私、存じ上げておりませんでした。同じ意味のことについては繰り返し事前指導を受けております。それから現地に行きましても、自分が黙っては何もしてもらえないよと。ということは、現地のコーディネーターの方にも言っていただきました。たとえば、ホームステイ先でも自分が何か欲しかったら、具合が悪かったら、必ず自分から言わないとだめだということで、それについては生徒は主体的にということ実践せざるを得ない。よく教育の場では、「実の場」という言葉を使うんですけれども、そうせざるを得ないというところで、非常に積極的になっておりました。実は事前学習の中で、6名の生徒の中で、やや引っ込み思案な生徒がいて、私も心配していた生徒がおりましたけれども、この6日間の中で本当に笑顔が出て、自分からどんどん話しかけていたこと本当にうれしく思っております。このようなことで、先ほどの主体的にかつ状況に対して適切に対応するということを期待されますということで、生徒がそれを実践できたということを頼もしく思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） それでは今回の一般質問でのメインなところをいかせていただきます。3問目、今後の課題はいかに。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 「今後の課題はいかに」について、お答えいたしま

す。

研修日程等につきましては、旅行会社等と連携を重ねまして、渡航に関する情報を共有し、保護者の皆様にも説明をさせていただきました。現地との連携の中では、ホームステイ先や広島県人会の皆様との調整を主に進めてまいりました。

しかしながら、4年ぶりの実施ということで、スケジュールの作成や準備物等、実際に研修旅行を経験したからこそわかる課題が明確になりました。このことについて、しっかり振り返り、吟味する必要があると考えております。

たとえば、出発直前にはなりましたが、生徒や保護者の皆様と連携する中で、必要な携行品について見直しを行いまして、必要なツールとしてスマートフォンの所持も可能といたしました。従来の対応に捉われず、生徒の取り巻く環境や実態に応じた変化が課題解決の一つであると捉えております。

今申し上げましたスマートフォンについて申し上げますと、皆様よくご存じの幼保に、複合的な機能を持つツールでございますので、写真撮影などにおいて、持参した生徒は積極的に活用しておりました。

議員ご承知の通り、現在、世羅町内全ての小中学校において1人1台端末を日常的に利活用しておりますので、そのノウハウを生かしながら、どのような活用をすれば、海外研修の目的を最大限に達成できるツールとなるのかを含めて、引き続き研究してまいります。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） まずこれまでの募集は中学校2年生が対象だったと思いますけれども、今回3年生にした理由についてお尋ねいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） お答えいたします。今年度「せらゆめトライアルウィーク」という職場体験学習、ちょうど同じ時期に8月21日から25日、皆様大変お世話になりましたけれども、そこで2年生を対象に実施いたしました。そのこと日程が重なるということも含めまして、今回中学校3年生の募集をしたということが大きな理由でございます。



○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 今後の日程におきましてもそのような2年生対象でなく、3年生にされるおつもりなのかというところと、この事業は町が研修費の半分を補助するもので行われておりまして、個人負担がこれまで高くても17万円から20万円を超えることはなかったように思います。昨今の物価上昇や円安の影響もあり、今回の募集要項の保護者負担が30万円近かったということは倍の60万円が実費が一人かかると。併せて申込みも6名のみと非常に少なかったと、このように伺っております。また申込み要綱の英検の取得、こういった条件も加味されてあったと思います。申込みの間口が非常に狭く感じます。一定の保護者負担は必要である。このように考えますけれども、これまでのような金額、高くても20万円くらいまで。そして生徒が広く申込みができ、参加する事業でなければ私はないと思います。もうあまり高額になったり、条件を狭めたら一定の方しかいけない。こういう事業であってはならないと思います。やはり間口は広くというのを思っております。教育委員会のお考え、今後の対応をお伺いします。

○学校教育課長（平尾浩一） 教育長。

○教育長（早間貴之） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは私のほうからご回答させていただきます。まず少し前ありました中学校2年生から中学校3年生に変更した、これはトライアルウィークといった日程的なものもございますが、そもそも目的というところで、高橋議員と早間教育長が答弁、回答される中でですね、私自身も感じたことは英語での語学力の向上と国際感覚を身につけることだけでなくですね、百聞は一見に如かずではないですが、五感を使ってというところを加えた3点かなと思っています。議員も十分ご承知のように、1週間程度のこの研修でこの目的がすべてしっかり身につくものではないかなというふうには思っておりますが、やはり英語での語学力の向上を目指すうえでは、やはり一定程度の英語力を身につけている生徒、またチャレンジしたい意欲ある生徒を募集したいこと。そして国際感覚を身につけるうえでは、当然視野が広く、さまざまな経験を有している生徒、こうしたことを総合的に勘案して、義務教育最

上位である中学校3年生を対象としたという経緯がございます。また国が示しております義務教育終了段階で、議員ご承知のように英検3級相当の英語力を有する生徒、これをですね、50%にしていくという指標もございます。そういったことも踏まえて英語資格検定に関わってのチャレンジをすごく増やしたい。そんな思いでも募集をしております。

また研修費用ということでのご質問でございますが、当然我々も安価な費用ではないというふうに捉えております。しかしながら本事業の目的、先ほど5つですかね、プログラムという話がございましたが、議員おっしゃっていただきましたように、これは教育委員会の独自のプログラムということでございます。このプログラムをしっかりと果たしていくためにはある程度必要な経費ではないかなというふうには思っております。一方高橋議員ご指摘のようにですね、保護者負担であったり、門戸も開いていく、これは非常に大事なことというふうに考えておりますので、日程スケジュールやプログラムの改善、減額できるか等今後の研究してまいりたいと考えておりますし、他の自治体で同じような海外研修をされていることも伺っております。またそういった他の自治体との連携も図りながら、よりパワーアップと言いましょるか、よりよい研修に引き続き研究を重ねてまいりたいと存じます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 先ほど他の自治体ということもおっしゃられましたけれども、私先ほど言いました2つ前の課長さんがその他の自治体で同じようにこの世羅町と同じ研修を竹原市に持って帰られて、同じような授業をされております。こういったところともコロナ禍で竹原市さんは多分動かれていたと思いますので、そういったところも多分連携しやすいと思います。本家本元は世羅町ですから、そちらに負けないように引き続き取組んでいただきたいのと、情報共有というのは非常に必要だと思いますので、そこら辺はまた事務方同士で情報共有していただきたい。今回4年ぶりの実施に加え、このプロジェクトに携わった関係者、こういったものが全くいない。スタッフに全くいない中、大変なご苦労があったと、私は察しております。そのことについては、後程お伺いいたしますけれども、今回なぜ課長、課長補佐でなく、教育長が同行された

のか、お伺いいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） お答えをいたします。このたび4月1日を持ちまして私が教育長に就任したということでございます。昨年度の9月1日にはニウ・バレー・ミドルスクールの校長先生、世羅町に来てくださりまして、改めて3年間の姉妹校提携結んでおります。それらのことも含めまして、表敬訪問という意味も含めまして私、まいりました。勿論それだけでなく、私、この教育行政に入ることができまして、世羅町教育委員会としての非常に大きな施策の一つであるこの海外研修、自ら体験し、身を持ってこの大切さを知る必要があると思ひまして、私が行きたいというふうに言ったところでございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 非常に重要なことだと思います。これまで歴代教育長が行かれるときは大体の調印のときというのが主でございましたけれども、今回4年ぶりの節目というのもありますし、調印が終ってからすぐの表敬訪問、教育長も代わられたということもありますので、それはグッドタイミングであったのではないかと思います。

教育長が団長として同行するにあたり、こういった国内線の乗り継ぎ、これは旅行会社の添乗員サポートがございましたよね。現地ではリボンプロダクション、こういったサポートがありますけれども、今回私、ちょっとどうかな、教育長が行かれる場合大体3名態勢というのが多かったのに、教育長プラス先生という組合わせだったので、お二人で間はサポートがあるにしても生徒の安全安心を守りながら実りある研修にしていく。これは非常に出発前の打合せ等が大事になってきたんだと思いますけれども、どのような打ち合わせをされたのか、お伺いします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、議員、おっしゃったこと、非常に実は私も不安に思っております。たとえばダニエル・K・イノウエ空港、ホノルル空港の入

国審査のところも非常に難しいというふうに聞いておりました。と言いますのが、生徒だけにしてしまうと、場合によっては人身売買の対象ではないかという誤解を受けてしまうと。ということはその場を通る、通り方にも非常に注意が必要だという事前の情報もいただきました。そこで現地のコーディネーターの方と出会うまでの生徒の安全管理につきましては、同行しました世羅中学校の養護教諭と念入りに打合せをいたしました。勿論教育委員会の事務局、それから今まで引率したことがあるという経験の校長先生がいらっしゃいましたので、どういうグループ分けをして引率をすることが生徒の安全安心を守れるかという点に注力しまして打合せをしまいった次第でございます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁いただきました経験、私もさせていただきました。入国の際に関しては非常に心配があるので、引率の方は無事生徒が抜けるのかというのを確認したうえで、自分も出国入国するというのは非常に大事なことだと思います。そういったことも踏まえながら研修を経験し逆に課題が明確になったと、このようにおっしゃられましたけれども、いわば出発前というのは逆にですよ。課題が何か、何を注意して臨めばいいのかわからないというのがわからない状態ということがあったと思います。いまみたいにこれを注意しなさい、こうしなさいということが与えられていればわかりますが、実際、スタッフ経験者もない、4年ぶりである。教育長もいざ自分が行こうと思うと、課題であることが、わからないことがわからない部分も多分あったと思います。一つ触れられた携行品のスマートフォン持参について触れられましたけれども、従来の対応に捉われず、環境や実態に応じた対応が求められるとご答弁いただきました。

このスマートフォンの持参は不可から直前可能とした。まさに常々私、結構常々言わせていただいておりますけれども、あまり好きな言葉ではないんです。前例踏襲とか、慣例、こういった対応をとるのではなく、先ほど教育長おっしゃられた従来の対応に捉われない環境や実態に応じた課題解決に向けて取り組んでいただきたい。ちょっと見させていただいた持参物に、先ほど言った時計や目覚まし都計、英和辞典、家族の写真、デジカメ、電卓。こんなものはす

べてスマートフォンに搭載されております。こうした便利なツール、まさにスマートフォンはデジタル化社会において、またGIGAスクール構想を提唱してます教育委員会、教育においても、ベターではなく、マストの必需品、このように考えます。教育長、このように、今後、新たな提案がもしまたされたときに教育委員会としてはどのような対応をとられるのか、お伺いいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） まずスマートフォンの例を出されましたけれども、まず私どもにとっては今、マストの必須ツールというようなこと言われましたけれども、賛成でございます。異論はございません。ただこのたびは直前になりましたので、保護者の皆様に連絡をとって承諾をいただいたうえで持参も可というふうにさせていただきました。

そして今、高橋議員前例踏襲でなくて、良いものは良い、必要なものは必要だというふうにおっしゃいましたけれども、その考え方には賛成でございます。ただ、保護者の皆様、生徒が迷わないように、あらかじめよくよく準備をしておりますね、来年度に向けて事前説明会の段階では納得のいく説明ができるように、今回大きな経験をいたしましたので、それを踏まえてこの夏、秋のうちに来年度に向けての準備をしておこうと思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） すご答弁を聞いて少し安心いたしました。それでない答えが返ってくるようであれば、違う質問を考えておりましたので、今回、その質問は飛ばさせていただきます。

あとこれは全町的な考え方をお伺いいたします。今回もスマートフォン持参もありましたけれども、連絡ツールとしてさまざまにぎりぎりで提案させていただきました。たとえば、ラインを使っての現地でのどのようなことが行われているかという報告、また空港に着きました等も出発前に聞かせていただいたのは、各一人一人に電話で今、到着しましたなどの連絡を入れるという点、おいおい、ちょっと待てよと。これを6人、1人ずつ担当者が連絡をしてやる時代ではないぞと。一瞬でもいいからそのグループ、もう子どもたち、いわばそ

の大人のグループも既にライングループを作って皆さん、共有されておりました。ただ入っていないのは教育委員会だけなんです。ですから一瞬のツールとしても、それは共有していただくか、またここは個人情報の観点もあるかと思っておりますので、これは先ほど述べたように、このスマートフォン、今や仕事や業務においてもマストの必需品と考えますけれども、既に企業では1人1台の携帯電話から、1人1台のスマートフォンになっております。出張や現場での皆さん、写真撮られたり、こういったこともあるかと思っております。多分ご自分の携帯で撮られたりということもあるかと思っておりますけれども、将来とまではいかない時期にもう1人1台、ここまでは予算的なものもあります、各課に数台というような完備しないと、もう事業が進まないような気がします。皆さん、個人でやられている。ですからこういったお考え、スマートフォンをたとえば総務課で2台、企画課で2台、教育委員会で2台、出張等も踏まえた格好でもう持って行く時代にあるのではないかと思いますけれども、そういったお考えをお伺いします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（米重典子） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 職員のスマートフォン等のツールの活用についてお答えをさせていただきたいと思っております。

議員よりご提案いただきました情報ツールの傾向でございますけれども、現在町においてはそういった課ごと、それから業務目的で広くスマートフォン等を導入はいたしておりません。現状といたしましては、スマートフォン、各個人の端末を利用してということを経営において必要に応じて使っている状況でございます。昨今のコロナ禍におきましては、管理職においてライン等の無料通信アプリを使用しまして情報の共有等を実際に行っているところでございます。機器を準備して職印へということになりますと、業務時間内はよろしいんですが、業務時間外にどれぐらいの利用頻度があるかといったところ、また施設管理等において緊急の必要性があると、そういった必要性を見極めながら端末の配置ということを考えていかなければならないと存じます。一般の職員に勤務時間外持つということになりますと、業務の制約をかけるようなことにもなりますので、そこら辺は注意深く検討する必要があると思っております。

ども、ライン等の画像、それからそういったデータのやり取りにおいては有効なツールでございますので、こういった形が導入しやすく、活用しやすいかといったところを踏まえながら検討させていただきたいと存じます。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 議会はタブレット化もしていますし、またスマホも入れないとさまざまなお金がかかりますので、前向きな検討をお願いします。

教育長、県人会やニウ校では熱烈な歓迎を受けたと、このようにお伺いし、逆に生徒や引率者への多分お土産、これをたくさんもらっていたと思います。勿論、初めてのことで相手方からどのようなおもてなしがあるかというのは多分わからないですよ、そりゃ、まあ。この点、教育長として対応が十分であったか、ああ、ここでこういうものを用意しておけば良かったとか、次はこうしたほうがいいのか。ちょっと梨を送ろうというわけにいきませんからね。ハワイですから。そういったところの対応、どのように思いましたか。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、高橋議員おっしゃったとおりです。私、実は非常に一つ課題を残しておりますのは、現地にそういうお土産と言いますか、世羅の気持ちを表すものを持って行くところを失敗してしまったと思っております。たくさんのお土産いただきましたが、こちらから勿論持って行きましたけれども、それに見合うものとは言えませんでした。来年度以降はきちんとしたいと思っております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） 4問目の海外研修の将来展望はいかに。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 海外研修の将来展望はいかにについて、お答えいたします。

参加した生徒たちが、情報として得た知識だけではなく、実際に五感を使っ

て得た知識や経験を、各所属校の全ての生徒と共有しまして、学びの輪を広げる取組みを推進してまいります。具体的には、参加した生徒たちには、研修報告書を作成させ、各所属校において海外研修の経験をもとにしたプレゼンテーションを行います。これによって、研修内容の伝達ができるだけでなく、それを聞いたほかの生徒が「自分も参加してみたい」という意欲を触発することができると考えております。

また、将来の展望といたしましては、姉妹校締結しております「ニウ・バレー・ミドルスクール」の生徒に、ここ世羅町でホームステイしていただき、オンラインで互いの教室をつないで、英語学習や文化交流を図る授業を実施したりするなどの模索をしていきたいと存じます。

併せまして、過去にこの海外研修に参加した先輩生徒に声をかけまして、今後の海外交流や海外研修等に向けてのアイデアを出し合うチーム会議を実施すること等を通して、本研修の目的をさらに深く達成していくための体制を構築していきたいと考えております。

○1番（高橋公時） 議長。

○議長（米重典子） 1番 高橋公時議員。

○1番（高橋公時） ご答弁のとおり、参加した生徒は、この研修で得た情報や知識を各所属の中学校において研修内容を伝達し、また共有し学びの輪を広げる取組みを推進すると。生徒の事はこれまで同様に後輩へも繋げていただきたいと思います。同じく引率していただいたお二人はその経験を、次の引率者にどのように繋げていくのお伺いします。併せて、この度ハワイへ行かれて現地を経験されたと思いますけれども、これまでも行かれた引率者の方や関係者の方、世羅町にいらっしゃいますので、今後、こうした方々にも助言やアドバイスを求めるお考えはあるか。というのは、教育長も今回行かれて十分よくわかったと思います。ですからこれまで経験されてきた方が、また違う課題を持っていたり、違うアイデアがあったりということもあると思います。そういった助言を受けるのかと、どういう引継ぎをされるのか、2点お伺いします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。



○教育長（早間貴之）　まず1点目、私自身、それからもう一人養護教諭もありましたけれども、今回得た知見については2つの面で次へ繋げられると思っております。一つは今、ちょうどまとめているところでございますけれども、今回行ったからこそわかるノウハウのようなものをデータとして残しております。その作業中でございます。

もう1点は、恐らく来年度になると思っておりますけれども、来年度の引率者が決まった時点で、必ず直接引率者、団長並びに教員になるかと思っておりますけれども、その方と直接会って話をし、具体的な助言をするということが必要であると思っております。

それから2点目、議員言われたまさにそのとおりでございまして、自分でもちょっと反省しているんですけれども、今まで経験された方、町内にもたくさん残っていらっしゃると思いますので、もう少し具体的な情報を仕入れていけば、もう少しは良い引率ができただかなという反省を持っておりますので、広くその情報をいただいきたい。私もその一人になりたいと思っております。

○1番（高橋公時）　議長。

○議長（米重典子）　1番　高橋公時議員。

○1番（高橋公時）　将来展望として、姉妹校であるニウ校との生徒の行き来、これはホームステイ体験をお互いにする、こういった実現をし、Webにおいては相互を繋ぐオンライン事業、また過去にこの海外研修に参加した先輩生徒たちとチーム会議を実施するなどのこうした新たな取組み、こういったことを教育長おっしゃいました。

この世羅町中学生海外研修はハワイ教育局からも高く評価をされていると、このように伺っております。これまで団主催の初めての訪問地として世羅を選んでくださった、こうした経緯もございます。このハワイGlobal教育財団のメンバーの一人には教育長もお世話になったと思いますが、現地でのリボンプロダクションの宮原さんとか、そういった有識者の方がかなり含まれております。こうした対応もこれまでの世羅町教育委員会とハワイの関係者などで築き上げてきた歴史があり、その結果であります。この熱烈な歓迎ぶりというものも体験されてびっくりしたと思っておりますが、これはまさに教育委員会が築き上げてきたものでございます。

今後、この海外研修に参加される全ての生徒さん、私は自信と誇りを持って参加していただきたい。また勿論、事務局である教育委員会も自信と誇りを持ってこのプログラムに引き続き臨んでいただきたいと思います。

最後に、エールを送りこの質問を終わらせていただきたいのですけれども、町長にもお伺いいたします。教育長が今もう3期にわたって行かれてますから、そろそろ町を代表して奥田町長自らもこのハワイに訪れていただければと、このように思います。しかし幾分、世羅町は財政的にも厳しゅうございますので、町長の接待交際費とはいきません。プライベートも兼ねて手配は教育委員会にお願いしてください。以上で終わります。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） まずは私のほうから1点お答えしたいと思います。

今、自信と誇りというふうにおっしゃいましたけれども、本当にそのように思っております。諸先輩、今まで関わってくださった方々が作り上げてこられた信頼関係とプログラム内容だと思っております。

もう1点非常に痛感しておりますのですが、私、この4月に教育委員会に入庁いたしまして、自分が若い時に思っていたところとは、またそれに加えて教育の町世羅というものをまた新たに作り上げていきたいですし、今もそうであると思っております。ですから、社会教育課、学校教育課含めまして、すべての町民の方が、この世羅で学んで良かった、学んでいていいと思っている。それからほかの町からも世羅で子どもを育てたいというふうに思っていたきたい。そういうところを作り上げたいと思っておりますので、この海外研修の成果というのは非常にそのための大きな武器と言いますかね、コンテンツになると思っております。ですから、今縷々申し上げましたけれども、来年度に向けてさらにそのことが有効な効果を持つものであり続けるように、これからも引き続き努力してまいりたいと思います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 高橋議員のご質問と言いますか、ハワイを経験して来いということでございますけれども、実は私も今から37年前、ちょっと行って

きました。あれからどうなっているのか、ちょっとわかりませんが、今、教育長のお話し、団長として行かれてですね、かなり大歓迎を受けられた様子がですね、この目の中に焼き付いていくさまが出ています。

やはりニューバレーとの繋がりというのは、教育委員会が培ってきていただいていますし、何よりもこのハワイ州そのものが世羅町がすごくいい所だという評価をいただいているのだと思います。広島へ訪れていただいたハワイの広島県人会の方々、その途中で世羅へも来ていただいたというのはかなり大きなことです。やはり実はこのニューバレーの校長先生されていた方が教育長になられたというのを聞いてですね、やはり教育というもの、すばらしい学校づくりをされているんだということをですね、お話しを聞いて、私も面識がありますので、そのときにいろいろと学校の流れについても教えていただきました。やはりハワイとは言えですね、親しみが沸く感じがしまして、是非行ってみたいという気持ちはあります。ただ自費となるとですね、厳しいのと、それだけの期間ここを空けてよいものかという流れもございます。本当は添乗員、団長に付き添いで行ってみたいという気持ちはあるんですけども、ここは少し我慢をしまして、またいつか安価に行けるようなことがありましたら、ご紹介いただければと思っております。

ただ私の場合はですね、町との繋がりを持つ海外とのそういった交流は今後進めてまいります。というのが先般、台湾との交流のほうへ行ったというふうに政務報告で申し上げました。ここは大阪に経済弁事処という所があって、その所長とこの間もお話しをしたんですけども、やはり台湾という所との繋がりには世羅は梨で今、あります。先般、フルーツ祭がありまして、広島県のフルーツを、果実連が持って行かれまして、向こうで大々的にフェアをされました。そこに蔡英文大統領、お越しいただいて、世羅の梨を食べている姿がですね、映像がこちらへ届いてきました。これもびっくりなんですけれども、そういう繋がりができたのもですね、やはり果実連の関係もありますし、これまで実は正田実業さんという所と、いわゆるこういった海外との貿易もされている。特に大きな百貨店の卸を全てまかされているような大きな会社です。この会長になられた方がこの世羅にも何度もお越しいただいています。今、ちょっと代替わりがして若い社長になられてまして、私も町長になってすぐですね、そ

の会長にお会いしに行ったことがあります。それ以来音信が途絶えて、コロナ禍で。今度ですね、お会いする場面を作っていただくことになってます。これは広島空港との繋がりということになります。やはり海外からのお客様をどう世羅に導いてくるかというところと繋げていくのにも、そういった仲を取り持っていていただく方々とのやはり信頼関係だと思ってます。もう教育行政の中でのハワイとの繋がりは今教育長に全ておまかせをしてですね、私は観光であったり、経済発展のための何かそういった手掛かりになる所へ出向いて行きたいなと思っております。嬉しいことに世羅高校ではソートン・ドノヴァン校、ニューヨークのほうとの繋がりがありますので、是非とも今回中学生でこういった発表があった後には、世羅高校でそういったニューヨークへも海外留学したいと思ってくれる生徒が増えることをしっかり願っていきたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

○議長（米重典子） 以上で1番 高橋公時議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は、終了しました。

本日は、これで「散会」します。

次回の本会議は、9月7日 午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

---

散 会 14時38分